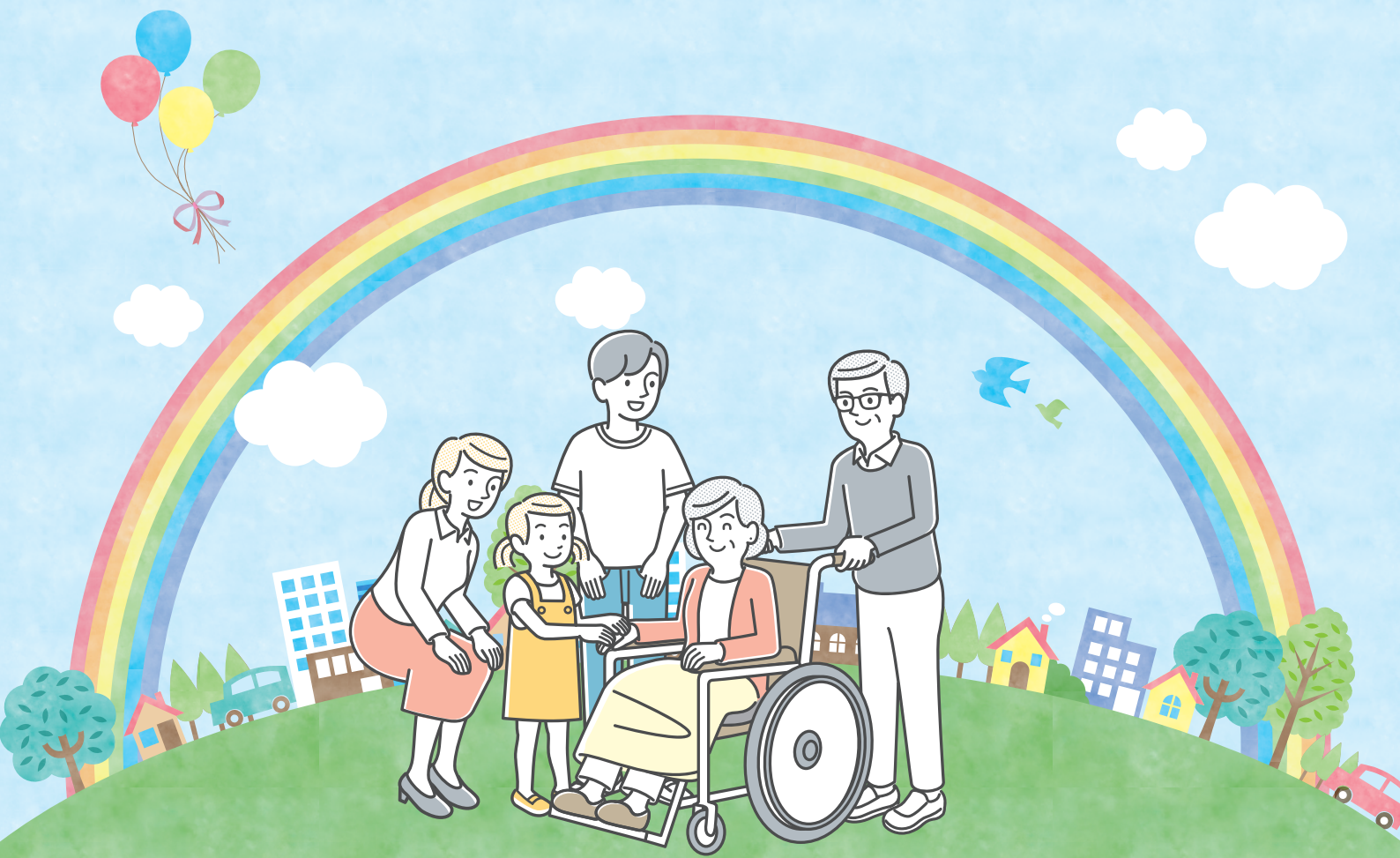


# 第3次 大崎上島町 地域福祉計画

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度



## 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会を基盤とした福祉」とされています。

地域福祉の推進は、個人による努力(自助)で解決し、隣近所やボランティア、NPO団体などの協力を得ながら解決(互助)する。また、介護保険制度や医療保険制度など社会保障制度を活用する相互扶助(共助)、行政でなければできないこと(公助)といった、重層的な取組(四助)が地域福祉の活動となります。



## ◆ 目 次 ◆

第1章 計画の基本事項 -----	1
【1】計画の策定にあたって -----	1
【2】計画の概要 -----	3
【3】計画策定の流れ -----	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 -----	9
【1】人口等の現状 -----	9
【2】要介護認定者等の現状 -----	14
【3】アンケート調査及び関係団体調査結果からみられる状況 -----	16
第3章 計画の基本方針 -----	22
【1】計画の基本理念 -----	22
【2】計画の基本方針 -----	22
【3】基本目標と施策体系 -----	23
第4章 地域福祉施策の展開 -----	24
基本目標1 地域包括支援体制の整備 -----	24
基本目標2 横断的課題解決への取組の推進 -----	26
基本目標3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進 -----	33
基本目標4 情報提供と福祉サービスの充実 -----	38
第5章 第1期大崎上島町成年後見制度利用促進計画 -----	40
【1】計画策定の社会的背景と趣旨 -----	40
【2】計画の期間 -----	40
【3】本町における現状と課題 -----	41
【4】施策の体系 -----	43
【5】施策の展開 -----	44
第6章 再犯防止への取組(第1次大崎上島町再犯防止推進計画) -----	45
【1】計画策定の趣旨及び位置付け -----	45
【2】計画の概要 -----	45
【3】再犯防止を取り巻く現状 -----	46
【4】本計画の基本方針 -----	48
【5】施策の展開 -----	48
【6】再犯防止に向けた支援体制の整備 -----	50
第7章 計画の推進 -----	51
【1】推進体制 -----	51
【2】推進状況の進行管理 -----	52
資料 -----	53
【1】大崎上島町地域福祉計画策定会議要綱 -----	53
【2】大崎上島町地域福祉計画策定会議委員名簿 -----	54
【3】策定経過 -----	55



# 第1章 計画の基本事項

## 【1】計画の策定にあたって

### 1 計画策定の社会的背景と趣旨

#### (1) 計画策定の社会的背景

##### ① 複雑化、複合化する生活課題

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化の進行、高齢者世帯の増加などを背景として、地域における住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。

そのような中、人々が抱える生活課題は複雑化、複合化しており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」、高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、本来、大人が担うべき家事や介護を子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー問題」など、公的な福祉サービスにつながりにくい社会問題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、事業の縮小や廃業による生活苦や精神的なストレスを抱える人の増加など、地域経済や日常の生活様式に大きな影響を及ぼしました。そのような人々が孤立し、社会との接点そのものが薄くなっていくことで、更なる課題の発生につながる要因ともなっています。

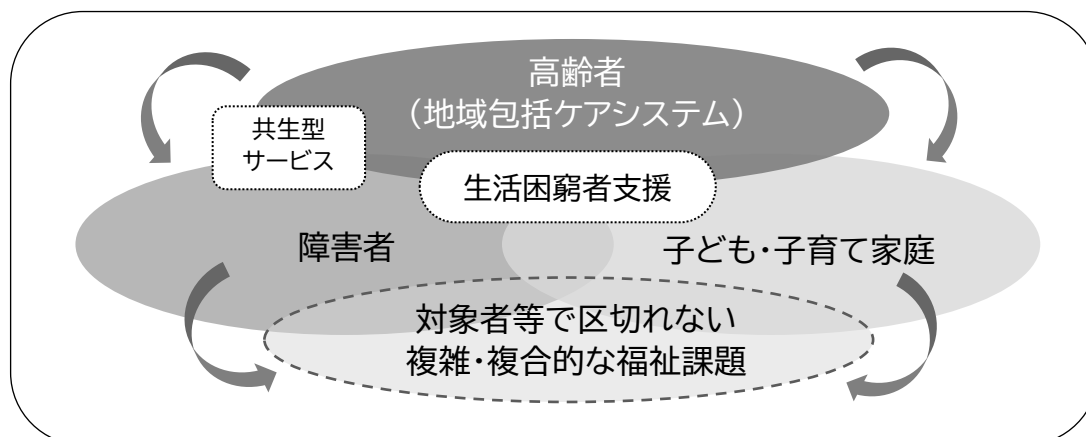
##### ② これまでの枠組みを超えた「地域共生社会」の推進

公的な福祉サービスや制度においては、従来、介護が必要な高齢者や障害がある人、子育て家庭、生活が困窮状態にある人への支援など、対象ごとに制度の枠組みの中で支援が展開されてきました。

国においては、制度や分野の関係を越えて、地域住民をはじめ多様な主体がつながる力を発揮することで、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を推進しています。

「地域共生社会」とは、制度や分野による「縦割り」を見直すとともに「支え手と受け手」という関係を越えて、住民同士や地域活動団体等が主体となって地域課題を誰もが「我が事」として意識し、世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。

#### 【 地域共生社会のイメージ 】



## (2) 計画策定の趣旨

本町では、平成31(2019)年3月に「第2次大崎上島町地域福祉計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し「元気に住み続けたい気持ちを実現するまち」を基本理念として、地域福祉活動によって、子どもから高齢者まで、町民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みを確立し、また、様々な生活課題について、自助・互助・共助・公助の連携によって解決できるような取組を推進してきました。

本町では、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、地域住民が抱える新たな課題を解決するため「第3次大崎上島町地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

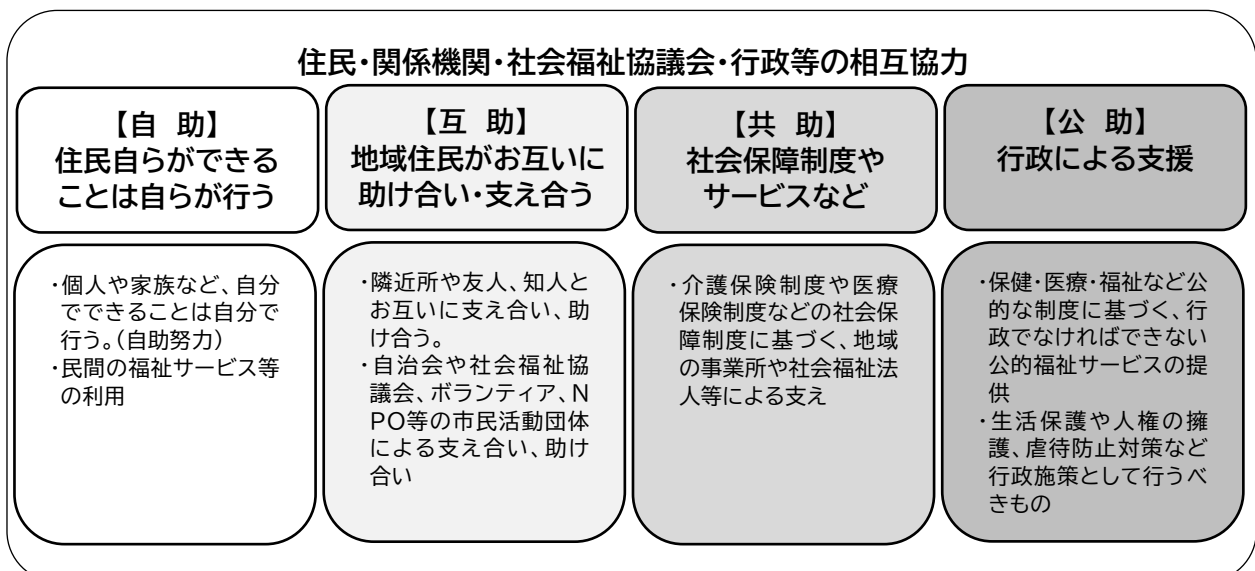
本計画は、地域福祉を推進する主体である住民の参画とともに、これまでの地域福祉の取組の現状や課題を踏まえ、地域の様々な福祉課題の解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた「福祉の総合計画」です。

## 2 地域福祉の考え方について

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会を基盤とした福祉」とされています。

地域福祉の推進にあたっては、日常生活で起こる問題は、個人による努力(自助)で解決し、個人や家庭で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO団体などの協力を得ながら解決(互助)する。また、介護保険制度や医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保障制度を活用する相互扶助(共助)、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉、保健、医療等の公的サービスなど、行政でなければできないことは行政が中心となって取り組む(公助)といった、重層的な取組(四助)が地域福祉の活動であり、これからは「互助」の取組が特に重要となります。

### 【 自助・互助・共助・公助のイメージ 】



## 【2】計画の概要

### 1 計画の位置付け

#### (1)根拠法

本計画は、「社会福祉法」第 107 条（市町村地域福祉計画）の規定に基づく、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

平成 29（2017）年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」により「社会福祉法」の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされ、これまで「任意計画」とされていたものから「努力義務計画」となりました。

また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定する「地方再犯防止推進計画」としても位置付けます。

#### 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抜粋)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)(抜粋)

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## (2)成年後見制度利用促進計画

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

国においては、令和4(2022)年3月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村は「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)」第14条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力義務化されました。

本町の責務として、国の基本計画を勘案した「大崎上島町成年後見制度利用促進計画」を本計画に含め、本町の成年後見制度の利用促進に向け、地域福祉の施策と一体的に取り組みます。また、中核機関については令和6(2024)年度以降の設置を進めます。

### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
  - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
  - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

資料:厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4(2022)年3月)より作成



### (3)再犯防止推進計画

国においては、平成29(2017)年12月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、令和5(2023)年度から5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が策定され、政府が取り組む再犯防止施策の充実が盛り込まれています。

本町では、「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)」第8条第1項の規定に基づき、地方再犯防止推進計画として、「大崎上島町再犯防止推進計画」を本計画に含め、本町の再犯防止施策の促進に向け、地域福祉の施策と一体的に取り組めます。

#### 国の再犯防止推進計画 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 国の再犯防止推進計画 7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

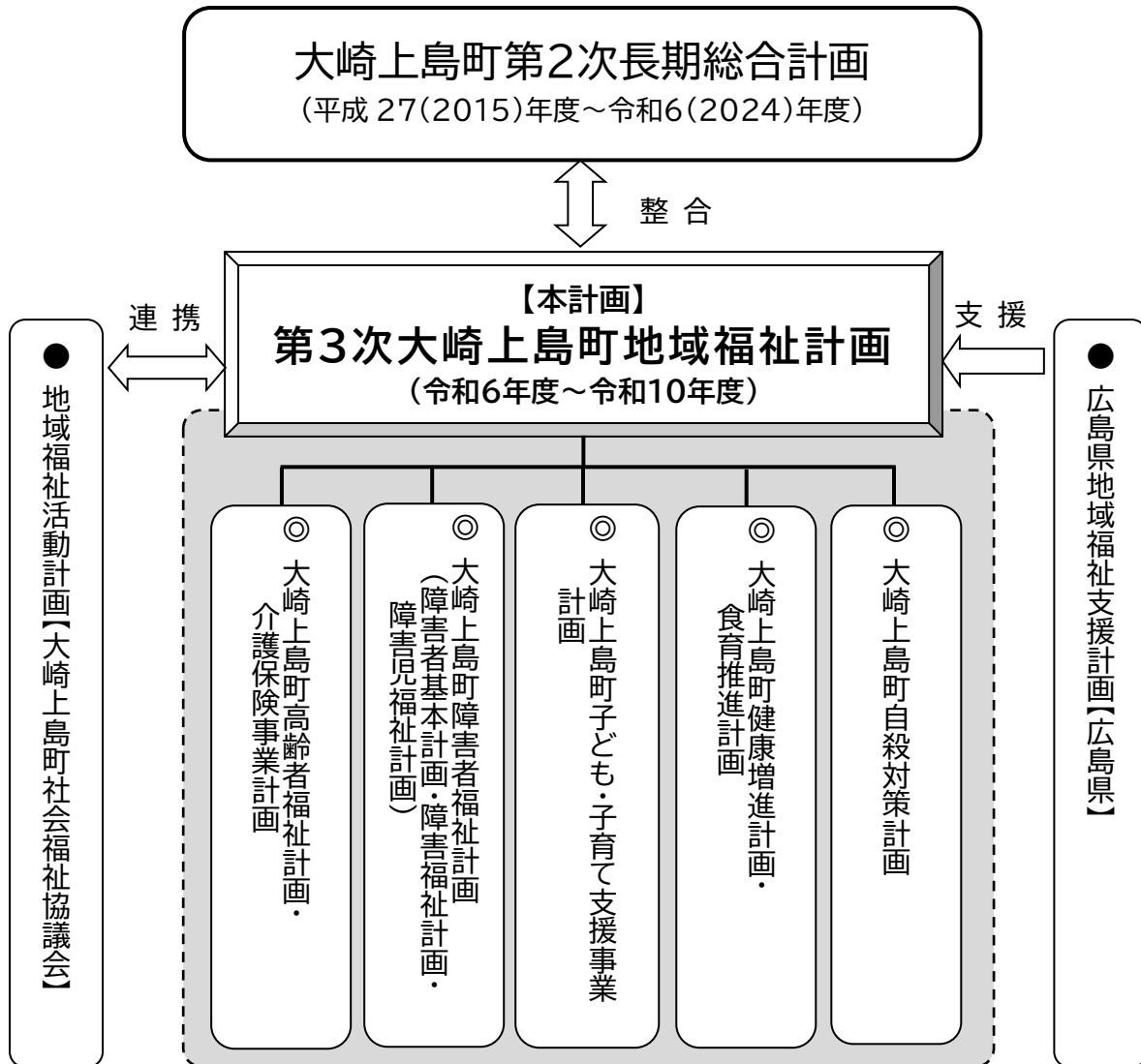
資料：法務省「第二次再犯防止推進計画」(令和5(2023)年3月)より作成

#### (4)本計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「大崎上島町第2次長期総合計画（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）」の方針に沿って策定するとともに、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画として位置付けます。

また、本計画は、広島県の「広島県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、大崎上島町社会福祉協議会の施策について協力体制を図ることとしています。

【 本計画の位置付け 】



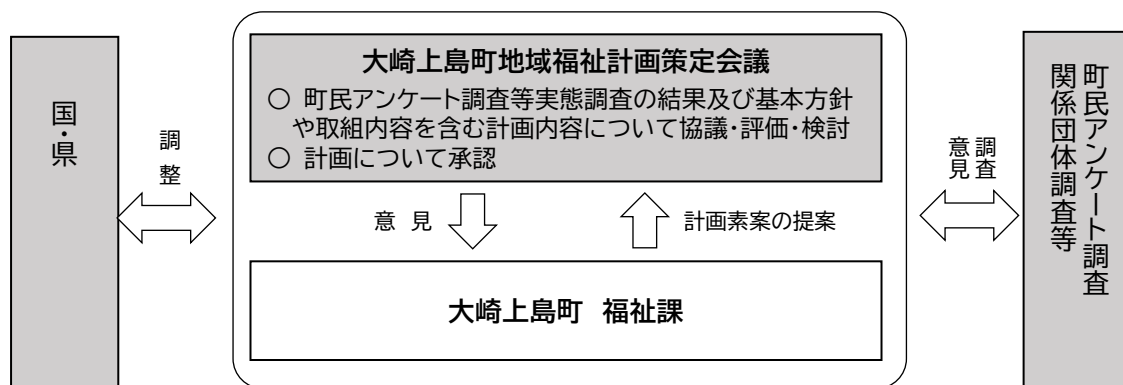
## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
大崎上島町 長期総合計画	第2次 (平成27(2015)～)			第3次				
大崎上島町 地域福祉計画	第2次			第3次(本計画)				
大崎上島町 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			第9期		第10期		
大崎上島町 子ども・子育て支援事業計画	第2期 (令和2(2020)年度～)			第3期				
大崎上島町 障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期		第8期・第4期		
大崎上島町 健康増進計画・食育推進計画	第Ⅱ期					第Ⅲ期		
大崎上島町 自殺対策計画	現行計画 (令和元(2019)年度～)			次期計画				

## 3 計画の策定体制

- 町民アンケート調査及び関係団体調査等を通じて、住民や関係機関・団体等の実態や意見等を把握
- 各種団体や組織の関係者等から構成される「大崎上島町地域福祉計画策定会議」における本計画の内容についての審議



### 【3】計画策定の流れ

内容	主な作業
(1)現状分析・課題調査	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域福祉を取り巻く社会的背景について整理するとともに、国・県及び法制度面における福祉施策の現状を整理します。</li><li>○ 公的既存資料や庁内統計資料等による統計的、客観的な分析を行い、現状を整理します。</li></ul>
(2)町民アンケート調査結果の分析(課題の抽出)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和4(2022)年度に実施した、町民アンケートを詳細に分析し、そこから読み取れる課題等を整理します。</li></ul>
(3)関係団体等調査の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本町を活動拠点とする福祉関係団体等に対して、調査シートを活用した調査を実施し、活動状況や課題等について聴取し、その結果を計画書に反映します。</li></ul>
(4)グループインタビュー調査の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 福祉関係団体等を対象に、福祉に関する具体的な問題点や課題、今後の取組に関する意見や行政との連携の在り方などについて、グループインタビュー形式により 定性的な情報を把握します。</li></ul>
(5)施策・事業の実施状況の評価及び取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第2次計画に基づき実施されている事業を整理し、個別の問題点や課題、今後の取組の方向を整理・確認します。</li></ul>
(6)計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 上記現状分析、課題等を踏まえ今後の方策を検討し、計画書を作成します。</li></ul>

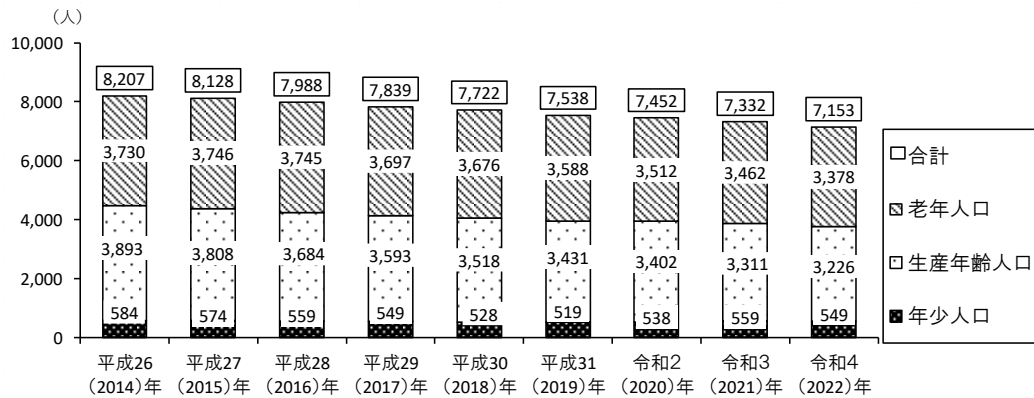
## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 【1】人口等の現状

#### 1 人口及び人口構成比の状況

本町の人口は、平成26(2014)年の8,207人から令和4(2022)年は7,153人となっており、減少傾向となっています。

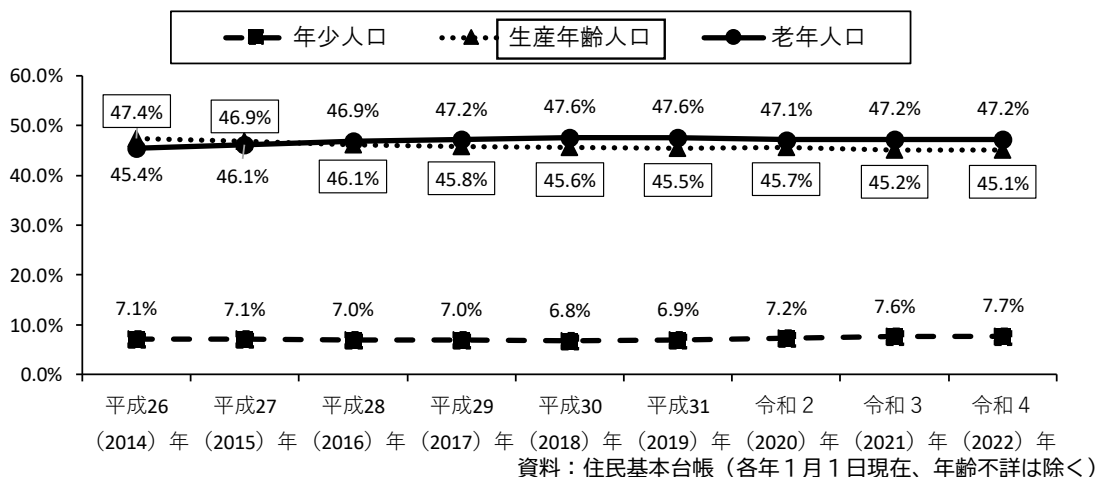
【人口及び年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在、年齢不詳は除く）

年齢3区分別人口構成比では、年少人口は平成30(2018)年までは減少傾向となっていましたが、平成31(2019)年からは増加傾向に転じています。

【人口構成比の推移】



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在、年齢不詳は除く）

## 2 地区別人口及び高齢者の状況

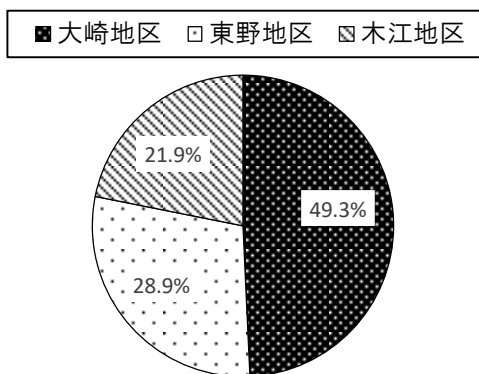
本町の人口を地区別で見ると、大崎地区が 3,439 人と最も多くなっており、次いで、東野地区(2,015 人)、木江地区(1,527 人)となっています。

高齢者の状況を高齢化率で見ると、木江地区が 58.2%と最も高くなっており、次いで、東野地区(45.6%)、大崎地区(44.8%)となっています。

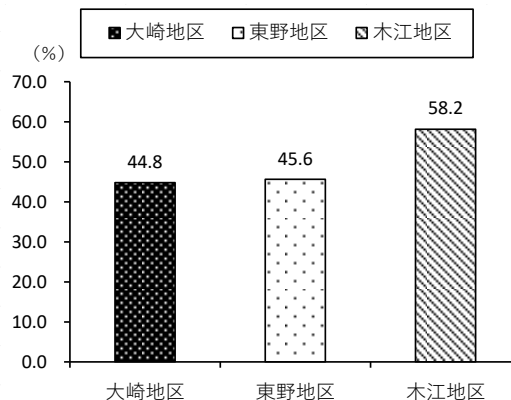
【地区別人口・地区別高齢化率】

	合計	大崎地区	東野地区	木江地区
人口	6,981	3,439	2,015	1,527
高齢者数	3,348	1,542	918	888
人口比率	100.0%	49.3%	28.9%	21.9%
高齢化率	48.0%	44.8%	45.6%	58.2%

【地区別人口比率】



【地区別高齢化率】

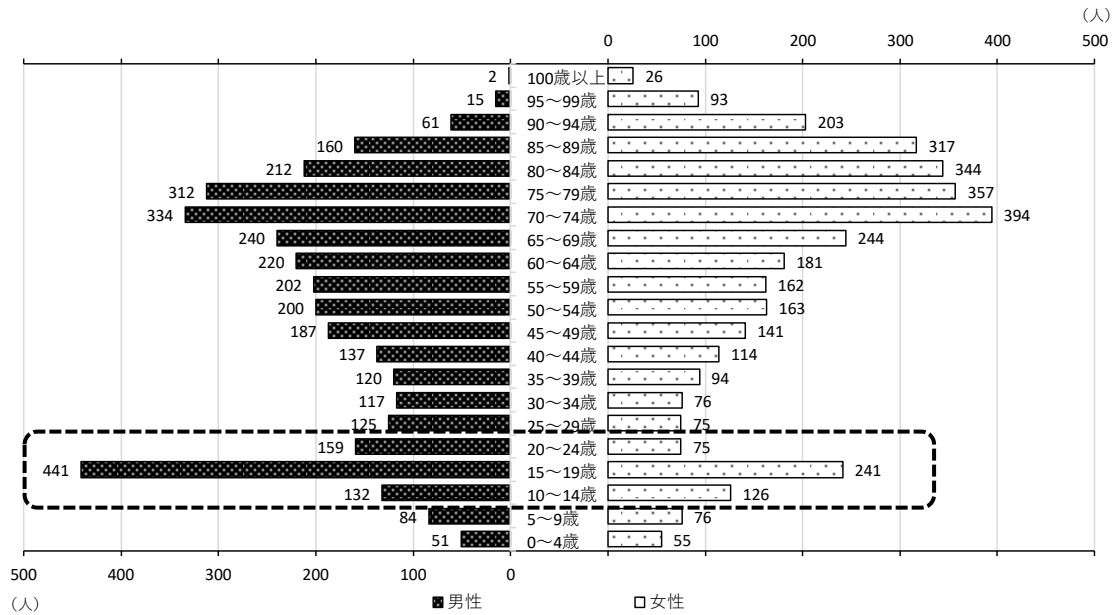


資料：住民基本台帳（令和4年3月末）

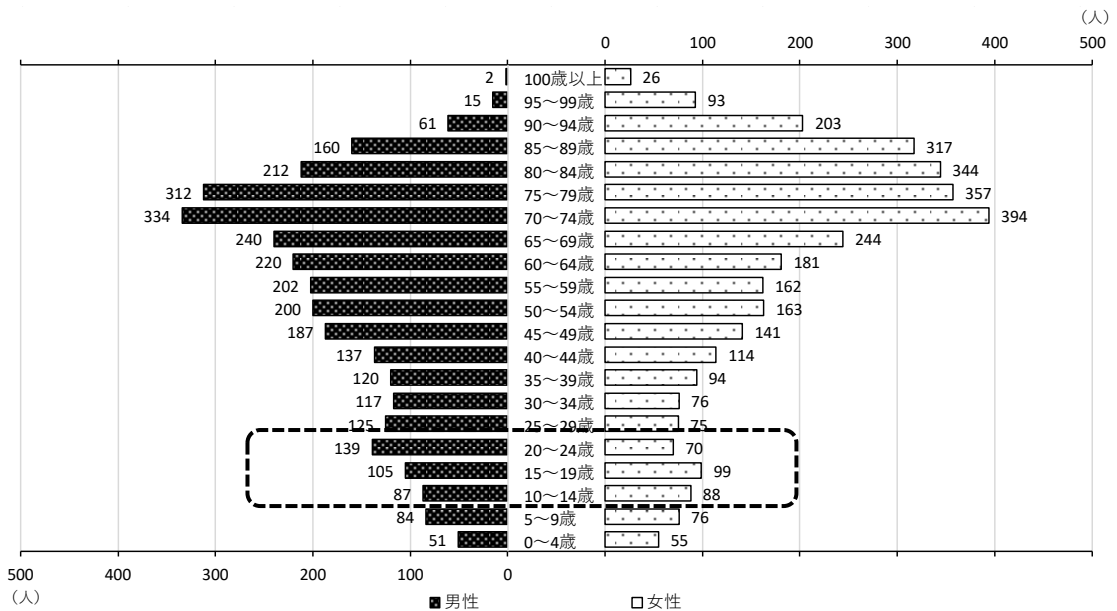
### 3 寮生を除いた人口の状況

本町の総人口のうち、広島県立広島叡智学園や広島商船高等専門学校の寮生は、男性が約400人、女性が約200人となっており、合計で約600人となっています。

【人口ピラミッド（寮生を含む）】



【人口ピラミッド（寮生を含まない）】

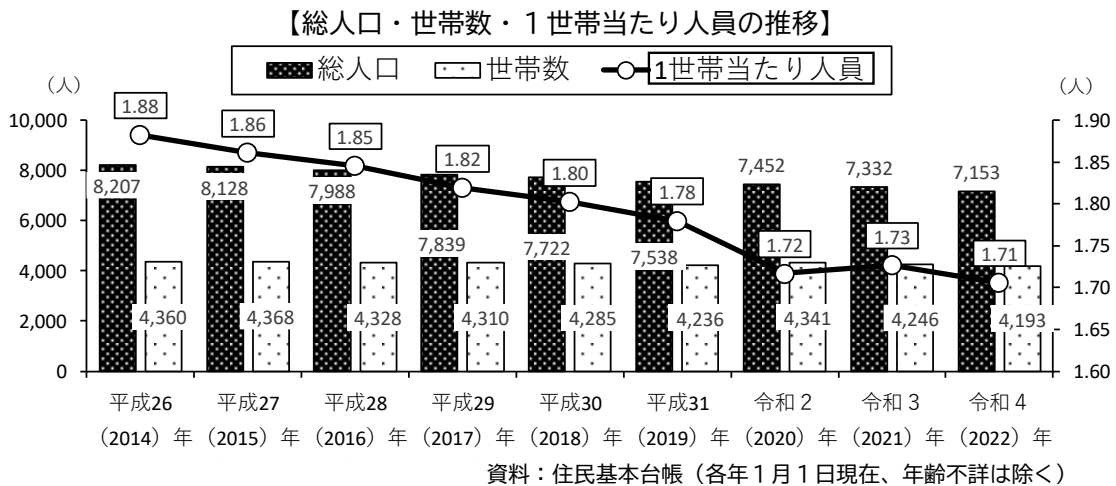


資料：住民基本台帳（令和4年9月末）

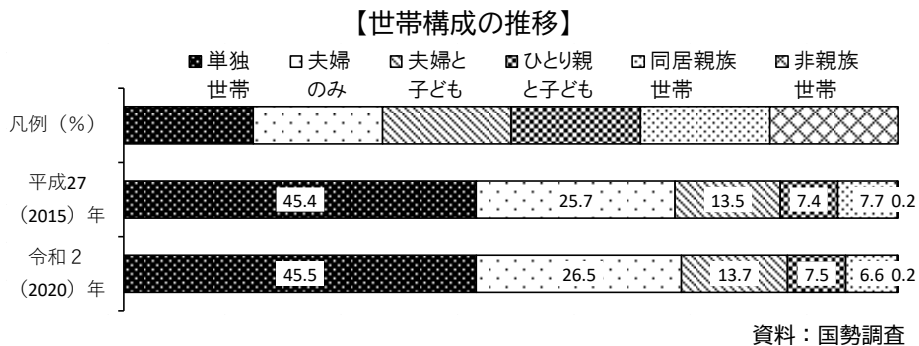
## 4 世帯の状況

本町の世帯数は、平成 26 (2014) 年から平成 31 (2019) 年までは減少傾向となっていました。令和 2 (2020) 年には増加しています。その後は再度減少傾向となっており、令和 4 (2022) 年には 4,193 世帯となっています。

1 世帯当たり人員は、平成 26 (2014) 年から令和 2 (2020) 年までは減少傾向となっていました。令和 3 (2021) 年には増加し、その後は再度減少傾向となっています。

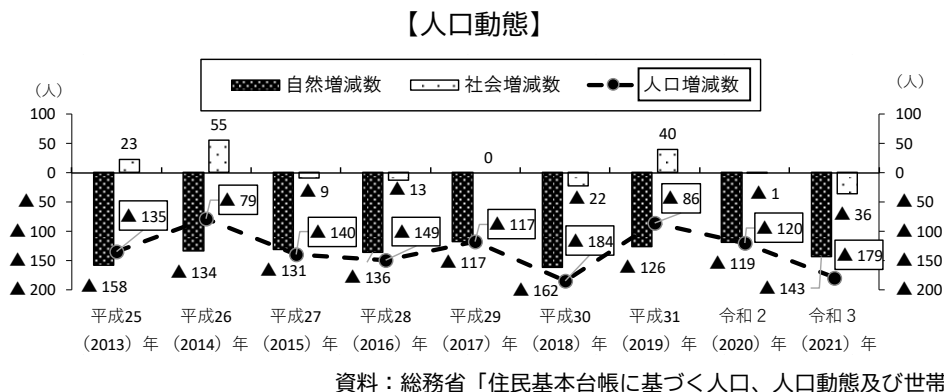


世帯構成は、平成 27 (2015) 年と令和 2 (2020) 年では、大きな変化ありませんが、「単身世帯」が4割以上となっています。



## 5 人口動態

人口動態は、平成 31 (2019) 年に社会増 (40 人) となりましたが、自然減による人口の減少が続いています。

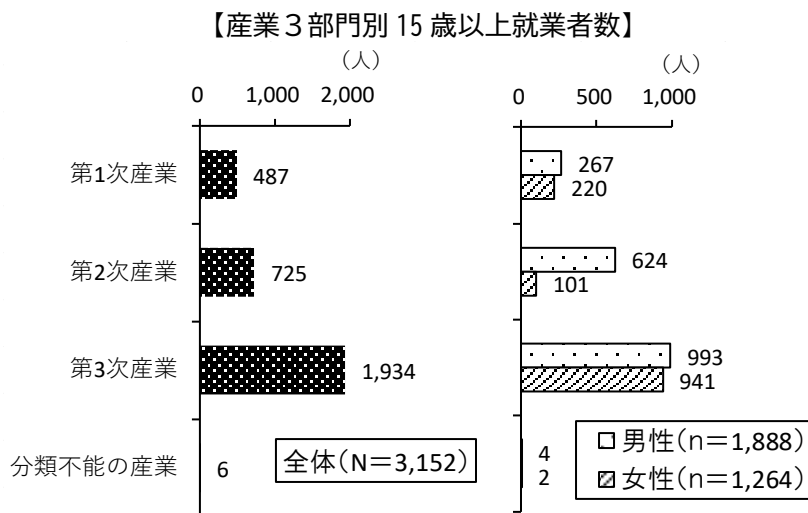




## 6 就業者の状況

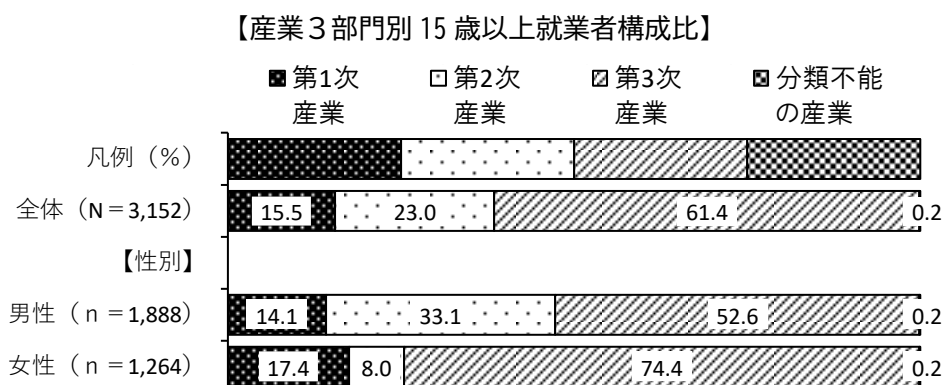
本町の産業別就業者は、第3次産業が 1,934 人と最も多くなっており、次いで、第2次産業(725人)、第1次産業(487人)の順となっています。

性別でみると、「男性」は「女性」に比べて第2次産業の就業者数が非常に多くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

就業者の構成比では、「女性」は「男性」に比べて、第3次産業の割合が非常に高くなっています。



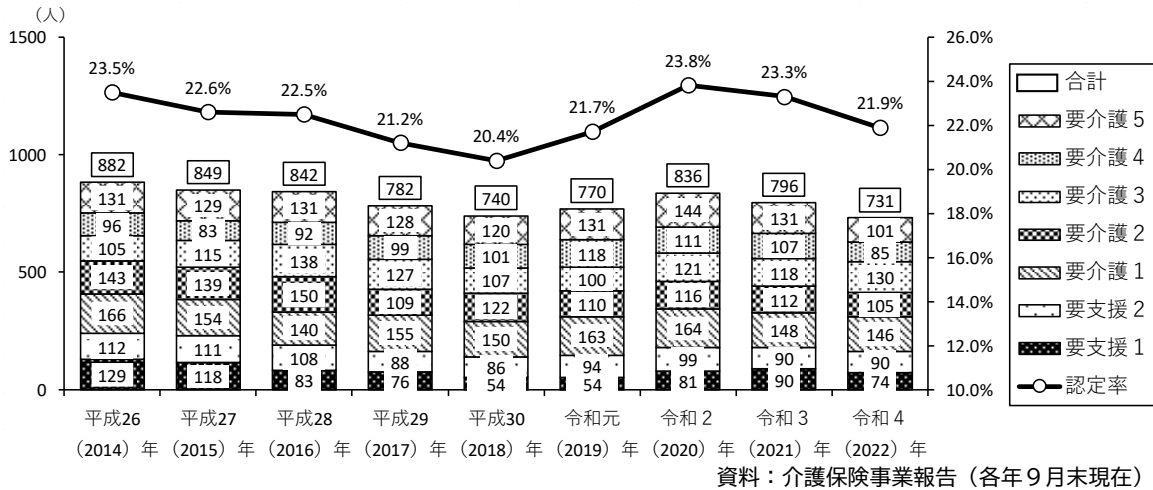
- ※ 第1次産業…生産業（農業、漁業等）
  - ※ 第2次産業…製造業、建設業
  - ※ 第3次産業…第1次産業、第2次産業に当てはまらない業種
- 資料：国勢調査（令和2年）

## 【2】要介護認定者等の現状

### 1 要支援・要介護認定者数及び認定率の状況

本町の要介護等認定者数は、平成 26 (2014) 年から減少傾向となっていましたが、平成 30 (2018) 年を境に増加傾向となっています。令和2 (2020) 年からは再度減少傾向となっており、令和4 (2022) 年には 731 人となっています。また、要介護等認定率も令和2 (2020) 年から減少傾向にあり、令和4 (2022) 年では 21.9% となっています。

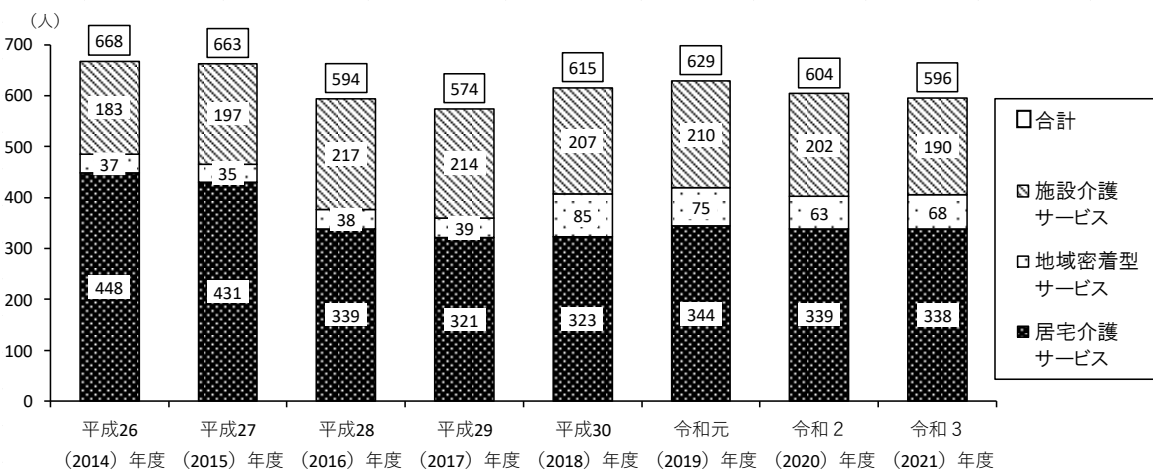
【要介護等認定者数及び認定率の推移】



### 2 介護保険サービス需給状況

介護保険サービスの需給状況は、令和3 (2021) 年度では合計で 596 人となっていますが、「居宅介護サービス」の受給者が半数以上となっています。近年では「地域密着型サービス」の受給者が増加傾向となっています。

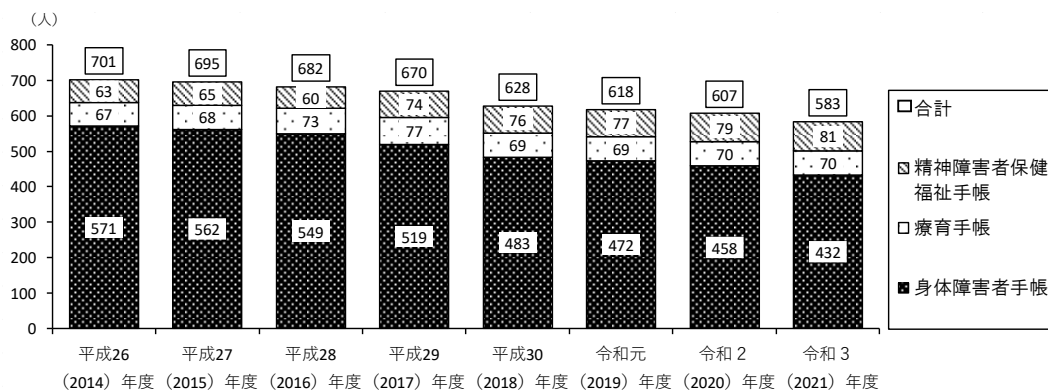
【介護保険サービス需給状況】



### 3 障害者手帳等所持者数の状況

障害者手帳等所持者数は減少傾向となっていますが、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は増加傾向となっています。また、「療育手帳」の所持者数も横ばいで推移しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

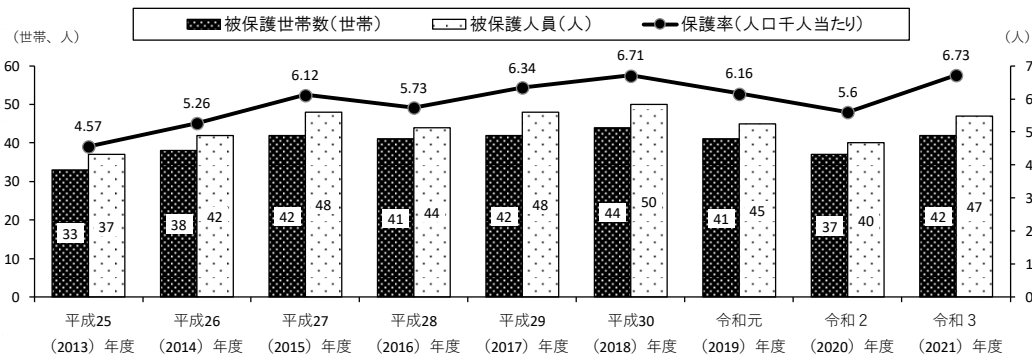


資料：町福祉課（各年度末）

### 4 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の状況

被保護世帯及び被保護人員は、近年では増減を繰り返しており、令和3（2021）年度では被保護世帯は42世帯、被保護人員は47人となっています。

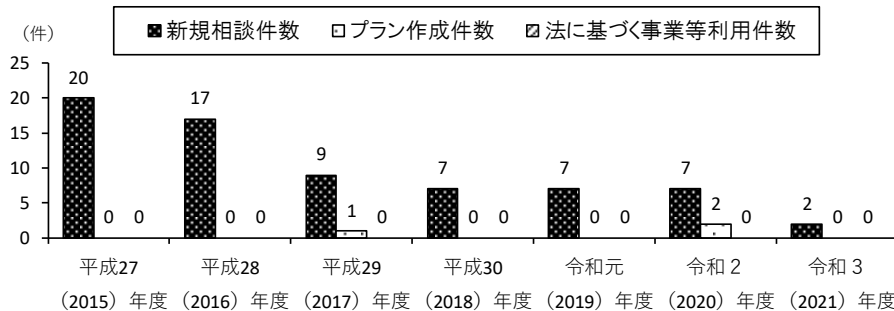
【生活保護の状況】



資料：町福祉課（各年度末）

生活困窮者自立支援制度による支援では、「新規相談件数」は減少しており、令和3（2021）年度では2件となっています。また、「プラン作成件数」、「法に基づく事業等利用件数」については、ほぼ0件となっています。

【生活困窮者自立支援制度における支援状況】



資料：町福祉課（各年度末）

### 【3】アンケート調査及び関係団体調査結果からみられる状況

#### 1 アンケート調査の概要

調査対象	18歳以上の町民(住民基本台帳による無作為抽出)
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	令和4(2022)年10月
配布数	1,500件
回収数	541件
回収率	36.1%

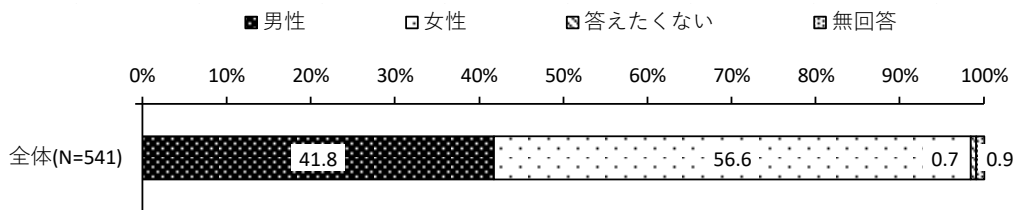
#### (1) 回答者の性別・年齢別・居住地区別の状況

性別は、「男性」が41.8%、「女性」が56.6%と「女性」の割合が高くなっています。

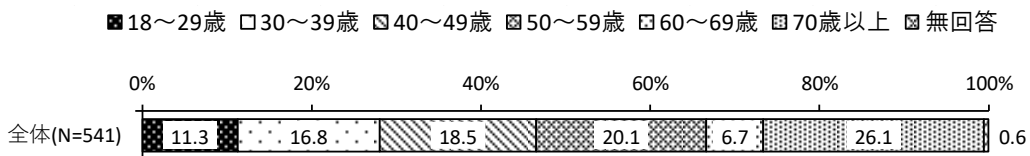
年齢は、「70歳以上」が26.1%と最も高く、次いで「50～59歳」(20.1%)、「40～49歳」(18.5%)、「30～39歳」(16.8%)の順となっています。

居住地区別は全体では、「大崎地区」(49.2%)、「東野地区」(28.5%)、「木江地区」(19.0%)の順となっています。

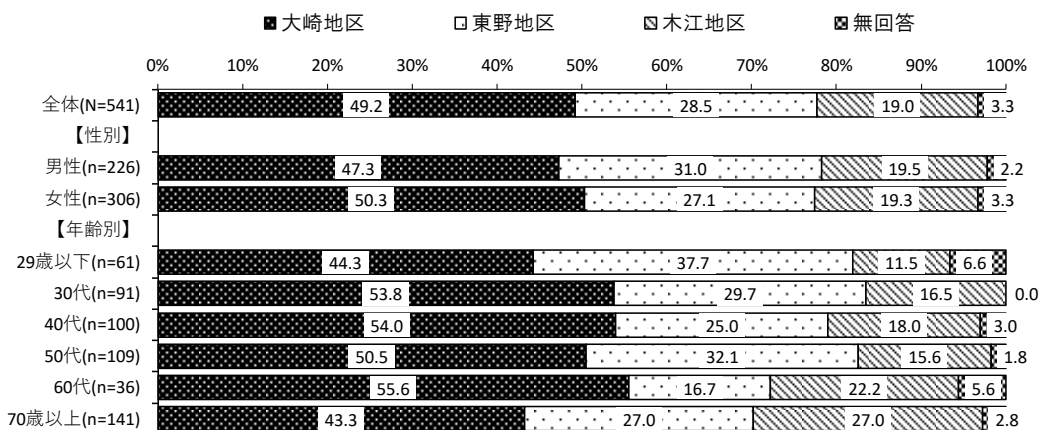
【性別】



【年齢別】



【居住地区別・性別・年齢別】



## (2) アンケート調査結果からみられる状況

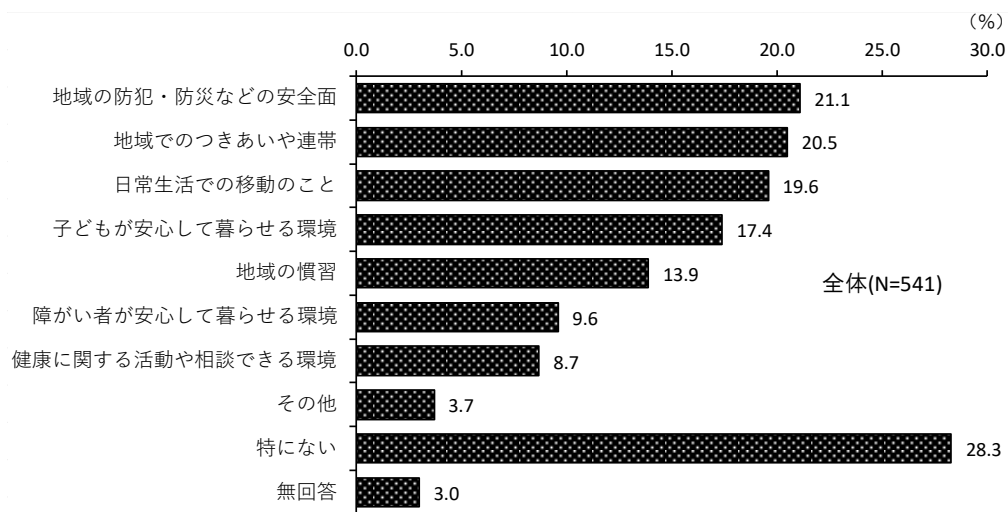
### ① 住んでいる地域で心配なこと・気になること

住んでいる地域で心配なこと・気になることについては、「地域の防犯・防災などの安全面」が21.1%と最も高く、次いで「地域でのつきあいや連帯」(20.5%)、「日常生活での移動のこと」(19.6%)、「子どもが安心して暮らせる環境」(17.4%)などの順となっています。

前回(平成30年7月)の調査結果と比較すると、「地域の防犯・防災などの安全面」は29.1%から21.1%、「高齢者が安心して暮らせる環境」は31.8%から26.4%と減少しています。一方、「地域の慣習」が9.8%から13.9%とわずかに増加しています。

安心・安全な暮らしができるようになってきている一方、地域の慣習について心配や気になっている方が増えています。

【地域で心配なこと、気になること】

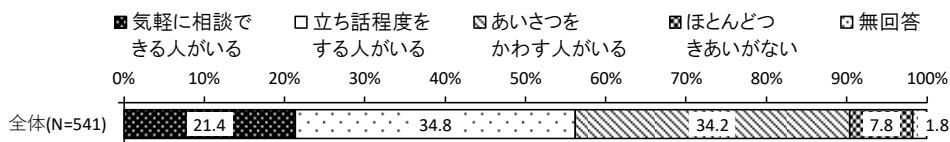


### ② 近所つきあいの程度

近所つきあいの程度については、「立ち話程度をする人がいる」(34.8%)、「あいさつをかわす人がいる」(34.2%)、「気軽に相談できる人がいる」(21.4%)の順となっています。

前回(平成30年7月)の調査結果と比較すると、「気軽に相談できる人がいる」は30.7%から21.4%と大幅に減少しています。一方、「あいさつをかわす人がいる」は19.8%から34.2%と増加しており、近所つきあいの程度が希薄化していることがうかがえます。

【近所とのつきあいの程度】



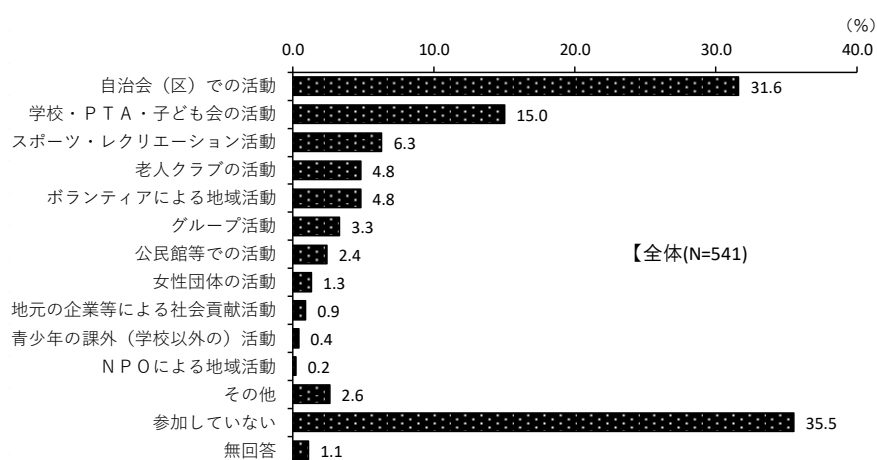
### ③自治会(区)等の地域活動

自治会(区)等の地域活動への参加状況については、「自治会(区)での活動」(31.6%)、「学校・PTA・子ども会の活動」(15.0%)、「スポーツ・レクリエーション活動」(6.3%)の順となっています。

前回(平成30年7月)の調査結果と比較すると、「学校・PTA・子ども会の活動」は7.8%から15.0%と増加しています。一方、「スポーツ・レクリエーション活動」は18.4%から6.3%、「ボランティアによる地域活動」は14.8%から4.8%、「老人クラブの活動」は13.4%から4.8%と大幅に減少しています。

「自治会(区)での活動」は28.6%から31.6%とわずかながら増加しています。自治会(区)での活動を通じて、様々な活動を周知していくことも必要と思われます。

【参加している自治会(区)などの活動】

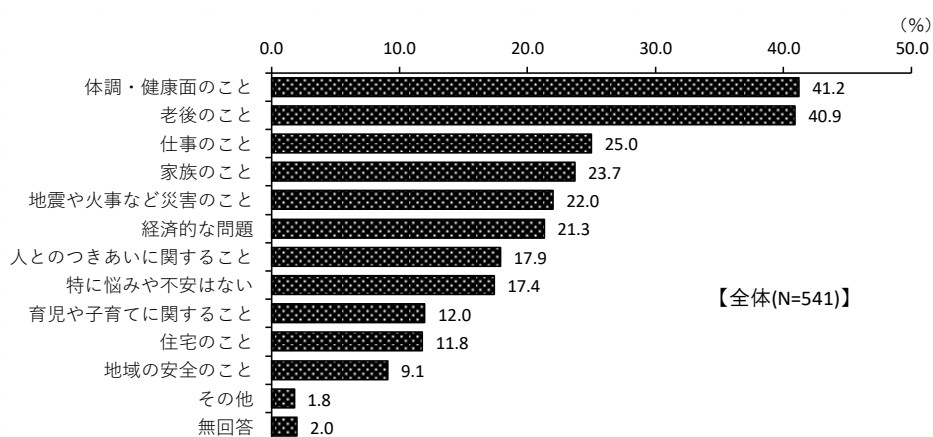


### ④日々の生活での悩みや不安

日々の生活での悩みや不安については、「体調・健康面のこと」(41.2%)、「老後のこと」(40.9%)、「仕事のこと」(25.0%)の順となっています。

前回(平成30年7月)の調査結果と比較すると、「地震や火事など災害のこと」は32.4%から22.0%と大幅に減少しています。一方、「仕事のこと」は15.5%から25.0%、「人とのつきあいに関すること」は10.4%から17.9%と増加しています。新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢によって、仕事が減少したり、人とのつきあいが希薄になっている可能性があります。

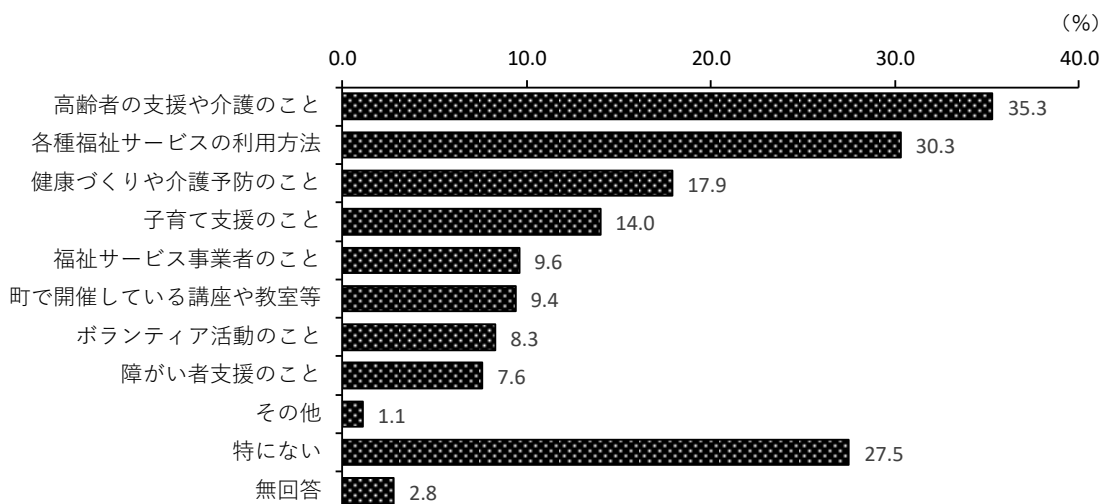
【日々の生活での悩みや不安】



## ⑤知りたい福祉の情報

知りたい福祉の情報については、「高齢者の支援や介護のこと」(35.3%)、「各種福祉サービスの利用方法」(30.3%)、「健康づくりや介護予防のこと」(17.9%)、「子育て支援のこと」(14.0%)の順となっています。

【知りたい福祉の情報】



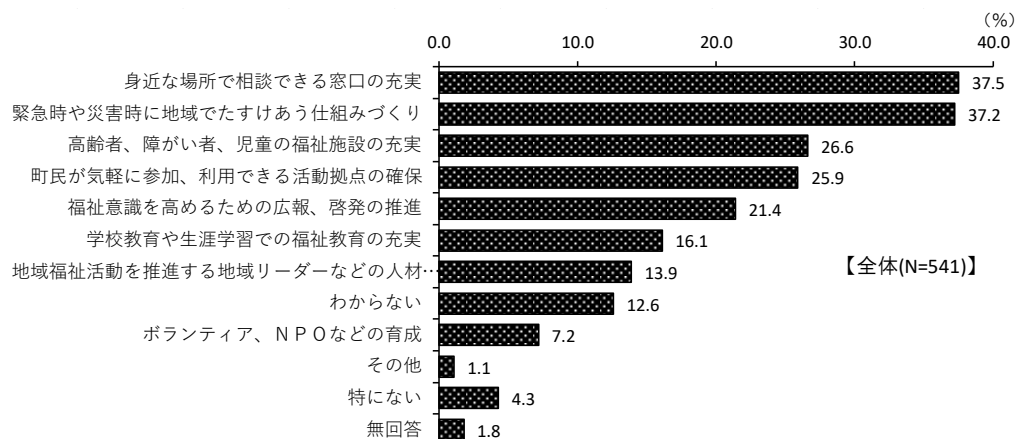
## ⑥町の福祉施策で今後重要な取組

町の福祉施策で今後重要な取組について、「身近な場所で相談できる窓口の充実」(37.5%)、「緊急時や災害時に地域でたすけあう仕組みづくり」(37.2%)、「高齢者、障がい者、児童の福祉施策の充実」(26.6%)の順となっています。

前回(平成30年7月)の調査結果と比較すると、「身近な場所で相談できる窓口の充実」は29.0%から37.5%、「学校教育や生涯学習での福祉教育の充実」は10.1%から16.1%と増加しています。

相談窓口については、多様な相談内容に応じられるよう体制の充実を図る必要があると思われます。また、学校教育や生涯学習で福祉教育を充実することで、福祉分野の人材不足の解消につながる可能性があります。

【町の福祉施策として、今後重要な取組】



## 2 関係団体調査の概要

調査対象	町内で活動している当事者団体、サービス提供事業所、その他団体
調査方法	アンケート調査及びグループインタビュー
調査時期	令和5(2023)年2月
アンケート配布団体	12 団体
アンケート回収団体	12 団体
グループインタビュー参加団体	10 団体

### (1)関係団体の概要

関係団体の区分	団体(事業所)数
1 当事者団体	2団体
2 サービス提供事業所	5団体
3 その他団体	5団体

### (2) 関係団体調査結果からみられる状況

#### ①団体が活動している地域の住民同士のつながり

団体が活動している地域の住民同士のつながりについては、12団体中11団体が「強いほうだと思う」「つながりは強いほうだと思う」と「どちらかといえば強いほうだと思う」と回答した団体の合計)と回答しています。

選択肢	回答数
1 つながりは強いほうだと思う	1
2 どちらかといえば強いほうだと思う	10
3 どちらかといえば弱いほうだと思う	1
4 弱いほうだと思う	0
5 わからない	0

#### ②団体が地域福祉活動を行う上で困っていること

団体が地域福祉活動を行う上で困っていることについては、加入者や参加者、後継者、担い手等の人材不足が最も多くなっています。

関係団体の区分	困っていること
1 当事者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規加入者の減少</li> <li>●役員の後継者不足</li> <li>●会合等への参加者の固定化</li> <li>●日常の移動が困難</li> </ul>
2 サービス提供事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員不足</li> <li>●新型コロナ感染症拡大による活動の縮小と地域とのつながりの希薄化</li> <li>●利用者の価値観の多様化への対応</li> </ul>
3 その他団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担い手の減少と高齢化</li> <li>●役員やリーダーのなり手不足</li> </ul>



### ③今後必要な取組

#### ● 高齢者福祉、障害者福祉

リモート医療や医療従事者の安定的な雇用等の取組や、福祉関係の人材確保に関する取組があげられています。

関係団体の区分	問題点や課題	必要な取組
1 当事者団体	●高度な医療・福祉サービス利用の制限	○リモート医療等の検討
2 サービス提供事業所	●島内に入院できる医療機関が無く、福祉施設への負担が増大していること	○医療従事者の安定的な雇用
	●福祉の担い手不足と高齢化	○福祉関係への就労推進のための返還免除型奨学金等の検討
	●外国人労働者雇用による経費の増大	○外国人労働者雇用に関する助成・補助制度の検討
	●老健施設が無いためリハビリテーション提供ができない	○リハビリテーションが受けられる体制の整備
	●緊急(発熱)時の受診方法が無い	○コロナ対応タクシー等民間企業の参入
	●外出支援サービスで対応できないケースについての対応	○公的な福祉サービス以外の検討
3 その他団体	●各種活動への参加のための移動手段	○役員へのガソリン代等の支給

#### ● 子育て支援

発達障害のある児童への支援や担当する職員等の情報共有、放課後子ども教室の指導者の確保等の取組があげられています。

関係団体の区分	問題点や課題	必要な取組
1 当事者団体	●発達障害(多様な発達)の児童への日常的なサービスの提供に関する課題(専門員、利用人数等)	○当事者ニーズの把握と、ニーズの基づく事業の検討
2 サービス提供事業所	●利用者の価値観の多様化への対応	○保護者との丁寧な話し合いと職員同士の情報共有
	●発達障害のある子どもへの支援が不足している	○行政主導の広報啓発による地域理解の促進
3 その他団体	●放課後子ども教室の指導者不足による定員不足	○指導員の待遇改善やシルバー人材の活用
	●特性の児童の学校以外での受け皿不足	○専門的な方とのつながりを持つ

#### ● 地域住民同士の交流

支援を必要とする人が相談しやすい環境づくり、交流の場や居場所づくりの取組があげられています。

関係団体の区分	問題点や課題	必要な取組
1 当事者団体	(なし)	(なし)
2 サービス提供事業所	●人口減少、少子高齢化、核家族化や単身世帯・単身高齢者の増加による人と人との関係性やつながりの希薄化	○支援を必要とする人が相談しやすい環境づくり ○切れ目のない相談支援 ○交流の場や居場所づくり
3 その他団体	●コロナ禍により地域住民同士の交流が難しくなっている	○多世代がつながりを持てるよう運動会など集まる場所をつくる

#### ● 防災・防犯などの地域の安全

個別避難計画の策定や、地域全体での自助・共助・公助の取組等があげられています。

関係団体の区分	問題点や課題	必要な取組
1 当事者団体	(なし)	(なし)
2 サービス提供事業所	●避難所の立地の悪さ	○避難所の高所への移転
	●避難行動要支援者制度運用の区での温度差	○個別の避難計画の策定やイベント実施で災害に対する意識を高める
3 その他団体	●高齢者の孤立	○近隣関係を密にする
	●地域の若者の減少	○若者の人材確保
	●防災意識の低下	○民生委員児童委員だけではなく、地域全体で自助、共助、公助に取り組む
	●一人暮らし、高齢者世帯における避難行動の難しさ	○避難行動の支援者を事前に決めておく

## 第3章 計画の基本方針

### 【1】計画の基本理念

第2次計画では、大崎上島町第2次長期総合計画における保健福祉分野の基本目標である「元気に住み続けたい気持ちを実現するまち」の実現に向け、「元気に住み続けたい気持ちを実現するまち」を基本理念として地域福祉施策を推進してきました。

本計画においても、この基本理念を踏襲することによって、これまでの施策や取組の一層の充実を図ります。

【基本理念】

**元気に住み続けたい気持ちを実現するまち**

### 【2】計画の基本方針

#### 基本方針1

年齢や性別、そして個人を取り巻く環境により、生活する上での課題は異なっています。「地域福祉」の考え方の「自助・互助・共助・公助」のもとで、すべての住民が地域福祉の受け手であると同時に支え手であることの理解を深めていけるような施策・取組の推進を図ります。

#### 基本方針2

急速な高齢化や人口減少が進展する中で、一人暮らし世帯の増加、地域活動への参加の減少等、地域のつながりが希薄となっています。

地域で誰も孤立することのなく住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができるよう、地域づくり・コミュニティづくりを推進します。

#### 基本方針3

困難を抱える人の課題は、近年、多様化・複合化しているため、これに対応するための体制の整備が急がれています。これまで行政や関係機関と連携・調整して取り組んできましたが、今後は、行政と関係機関とのネットワークの充実を図り、連携・調整を一層強化していくことを目指すとともに、重層的支援体制の整備を検討します。

### 【3】基本目標と施策体系

基本理念	基本目標	施策
元気に住み続けたい気持ちを実現するまち	1 地域包括支援体制の整備	1.1 地域包括ケアの推進 1.2 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実
	2 横断的課題解決への取組の推進	2.1 地域での声かけ・見守り活動の推進 2.2 地域の居場所・集まる機会づくり 2.3 権利擁護支援の推進 2.4 地域で孤立し支援が必要な人への支援対策 2.5 生活基盤の確保支援 2.6 共生型サービスの検討 2.7 地域の安心・安全対策の推進 2.8 介護福祉人材の育成
	3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進	3.1 地域で支え合う意識の啓発 3.2 介護予防活動等による地域福祉活動の推進 3.3 互いに関わり参加する地域づくりの推進 3.4 多様な主体の育成と協議体を中心にした協働の促進 3.5 ボランティア活動の活性化 3.6 各種福祉団体等の活動支援
	4 情報提供と福祉サービスの充実	4.1 情報提供の充実 4.2 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上

## 第4章 地域福祉施策の展開

### 基本目標1 地域包括支援体制の整備

#### ■現状・課題■

- ケアマネジメント推進のため、地域ケア個別会議を実施しています。(通所型サービスC対象者:3回10件、地域包括支援センター実施:2回2件)
- 地域からの相談等を介護サービス事業所間で連携を図るよう、包括支援センターのランチとして在宅介護支援センターを2か所設置しています。
- 少子化・高齢化が更に進み、福祉の担い手不足が顕著となっており、担い手の育成が重要な課題となっています。
- 支援が必要な人のニーズは増大し、多様化・複雑化しており、その人だけの支援でなく、世帯をとらえて対応する支援が重要です。切れ目なく、支援が必要な人・世帯に寄り添う支援ができる体制づくりが必要です。
- 地域福祉に関するアンケートでは、日々の生活での悩みや不安なこととして「体調・健康面のこと」「老後のこと」「仕事のこと」が現在と今後の不安として多くあげられています。

#### ■施策の方向■

支援を必要とする人に対して、その人を含む世帯の状況・課題を的確に把握し、必要な支援を検討し、サービス等につなげる仕組みを強化するため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

#### ■主な施策・取組■

### 1 地域包括ケアシステムの充実

支援が必要な人のニーズの増大に加えて、多様化・複雑化に対応するため、これまでの地域包括ケア体制や、連携・調整の強化を図り、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の区別のない全世代・全対象型の地域包括支援体制を強化します。

様々な福祉・生活課題を解決していくため、高齢者、障害者、子育て等の分野に応じた相談支援の充実はもとより、分野を横断して複合的・総合的に対応できる体制づくりと、要支援者の早期発見の仕組みづくりや解決手段の充実を図ります。

なお、「大崎上島町母子健康包括支援センター」(令和元(2019)年6月設置)を包括し、令和9(2027)年度までに子ども家庭センターを設置する予定です。

施策・事業	内容
地域包括ケアシステムの充実	●地域包括支援センター機能の強化 ●子ども家庭センターの設置

## 2 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実

### (1)総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

複雑化、多様化する悩みや困りごとをはじめ、制度の狭間にあることから相談先が分からないといったケースにも対応できるよう、相談窓口の周知を図るとともに「誰一人取り残さない支援」に取り組みます。

地域ケア個別会議の実施により、本人と家族を支えるケアマネジメントの充実を図ります。また、地域包括支援ネットワーク会議や地域包括・在宅介護支援センター情報交換会の充実を図り、多職種協働による地域包括支援ネットワークの強化を図ります。

そして、職員のスキルアップと地域ケア会議等によりケアマネジメント機能の充実を図ります。

### (2)相談窓口の連携

役場の福祉課と本庁・支所での窓口で、「このことはどこへ」の案内が円滑に対応できるように、各窓口の連携に係るPDCAを実施し、窓口対応の向上を図ります。

地域包括支援センターのブランチとして在宅介護支援センターを2か所設置し、地域からの相談等を介護サービス事業所間での連携を強化します。

施策・事業	内容
総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実	●個別ケア会議による本人と家族を支えるケアマネジメントの充実 ●地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者相談支援事業所等相談窓口との連携強化
相談窓口の連携	●地域の身近な相談から支援につながる相談体制の充実 ●窓口業務の連携強化

■現状・課題■

- 高齢者を取り巻く課題やニーズは、多様化・複雑化しており、個別の状況に応じた支援が必要となっています。
- 地域の居場所・交流の場については、よってみんない屋やサロンの活動が行われています。
- 権利擁護について情報提供・啓発活動を継続的に実施しています。
- 成年後見制度の利用が無い状況となっており、引き続きセミナー等で周知・啓発活動を行っていく必要があります。
- 地域で孤立している人の把握と、必要としている支援について、関係機関の情報共有が必要です。
- 障害のある人の生活の基盤、生活の質向上のため、就業や学習活動、交流活動などに意欲的に参加できる環境づくりが必要です。
- 緊急時や災害時に支援が必要な人が増え、不安も増大しており、日頃からの見守りなどが重要となっています。
- 地域福祉に関するアンケートでは、町の福祉施策として今後重要な取組として、「身近な場所で相談できる窓口の充実」「緊急時や災害時に地域でたすけあう仕組みづくり」「高齢者、障害者、児童の福祉施策の充実」などがあげられています。

■施策の方向■

多様化・複雑化する課題とニーズに対応するために、相談体制の充実や関係機関の連携強化を図ります。

地域での孤立化を防ぎ、地域での支え合いのきっかけとなるような居場所づくりや交流の場への支援を強化します。

■主な施策・取組■

1 地域住民等による見守り体制の充実

子ども、高齢者、障害者、災害時に支援が必要な人などへの日頃からの声かけや見守りは、地域での自立した暮らしの継続につながります。このため、身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動などを継続し、プライバシーに配慮しつつ支えていきます。

安心して地域で暮らし続けていくことができるよう、地域内における住民相互の見守り・声かけを引き続き推進していくとともに、必要に応じ、相談窓口等へつなげる、つながる仕組みの確立、また、地域活動などへの参加を促進します。

施策・事業	内容
地域住民等による見守り体制の充実	●地域の住民、民生委員・児童委員による見守り、郵便局員、配達員や電気、ガス等事業者による見守りへの協力等、安否確認活動の推進とネットワークの強化

## 2 地域の居場所・交流の場の確保

住民に定着しているよってみんさい屋やサロン等の地域にある居場所の充実を図り、より多くの住民が居場所として有効に活用できるよう、集まる機会の拡充や新たな参加者・関わる人の拡充を図ります。また、参加者がやりたいことを把握したり、町から伝えたいこと等を周知して、よってみんさい屋やサロン活動の内容の充実を図り、地域活動の場・集会所の活用を促進します。

また、地域での住民の自主活動等での集会所や公共施設等の利用・活用を促進します。

施策・事業	内容
地域の居場所・交流の場の確保	●地域の居場所での交流やきっかけづくりの充実

## 3 権利擁護支援の推進

### (1) 権利擁護の支援の推進

#### ① 権利擁護の支援の推進

権利擁護は、誰もが安心して地域で暮らし続けられることが基本であり、人権に関する講演会をはじめ様々な機会をとらえて、権利擁護についての啓発を推進し、差別解消や虐待防止に取り組みます。

住民一人ひとりの人権意識を向上させ、男女が互いに尊重し合える地域の実現を目指します。DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力などの人権侵害の根絶を図るための広報・啓発を行うとともに、相談や支援の体制を確保し、連携をとりながら適切な対応に努めます。

ノーマライゼーションの考え方を根底に、意思決定支援の重視と自発的意思の尊重を目指して、身上保護も含めて支援することを基本とします。

権利擁護支援に関して、地域包括支援センターや町社会福祉協議会が初期相談窓口であることを周知・啓発します。

成年後見制度や日常生活自立支援事業(かけはし)をはじめとして暮らしを守る支援が必要な人の状況を把握するため、地域包括支援センター等での高齢者の実態把握や地域からの相談等を活用し、ケース検討を行います。

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の権利擁護支援のため、日常生活自立支援事業(かけはし)の啓発と利用の促進に努めます。

また、町社会福祉協議会や医療機関、地域の専門職との連携体制の強化を図ります。

#### ② 成年後見制度利用等の推進

高齢化が進み、家族形態の変化がみられる中、成年後見制度についての理解を深められるよう、継続してパンフレット等を活用した啓発や講演会の開催を行い、制度の周知に努めます。あわせて、個人の尊厳とプライバシーの保護などを住民に周知・啓発します。

成年後見制度を支援する環境づくりとして、市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方の検討、成年後見人等の育成・確保に取り組みます。

成年後見制度利用促進のため中核機関を設置し、相談と手続き等の円滑な対応を図ります。

本計画は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」(平成28(2016)年施行)に基づく「大崎上島町成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含します。

施策・事業	内 容
権利擁護の支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権擁護、権利擁護支援の啓発</li> <li>●個人情報保護の在り方に関するサービス事業者等への周知・啓発</li> <li>●成年後見制度利用支援、成年後見に関する講演会・相談会の実施</li> <li>●法人後見人の育成、体制整備の推進</li> </ul>

## 4 地域で孤立し支援が必要な人への支援対策

### (1)生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援制度の確実な運用を図るとともに、支援を必要としている人に対し、関係機関の連携による地域ぐるみの支援体制の強化を図ります。

平成 27(2015)年度から開始された「生活困窮者自立支援制度」に基づき、町社会福祉協議会に相談窓口を設置し、仕事や生活の困りごとを抱えた人に対してそれぞれ支援プランを作成し、自立相談支援事業を実施しています。今後は、就労準備支援事業、家計改善支援事業及び学習支援事業等必要な支援ができる体制の充実を図り、それぞれの状況に応じた自立支援を行います。

### (2)虐待防止対策

子どもや高齢者、障害者等への虐待行為、男女間の暴力問題等はどこの地域でも起こる可能性があります。外からは見えにくい面があります。身近な地域で起こり得る課題として、住民・地域の認識が深まるように周知を図るとともに、虐待等の防止や早期発見に向けての地域の役割について啓発を推進します。

身近な相談窓口として、福祉課や地域包括支援センター、子ども家庭センターを設置し、初期の窓口として、迅速で適切な対応に努めるとともに、相談窓口について住民に周知を図ります。

母子・父子家庭自立支援員、民生委員・児童委員などの相談活動や、要保護児童対策地域協議会での連携により、虐待を未然に防止し、迅速な対応を図るためのネットワークの充実に取り組みます。

### (3)子どもの貧困対策・若者支援

庁内関係機関の連携強化による情報共有を図り、課題を抱える家庭・子どもの状況を把握し、必要な支援や居場所の確保等を行います。

### (4)自殺対策

自殺が身近な問題であり、様々な要因と関係があることなど、自殺に対する理解を深めるための啓発を推進するとともに、「大崎上島町自殺対策計画」に基づき、こころの健康づくり、地域で気づき・見守るための人材の育成、自殺予防や生きる支援に関する啓発・周知の推進、児童生徒のSOSの出し方教育を推進していきます。



施策・事業	内 容
生活困窮者自立支援	●包括的相談支援
虐待防止対策	●子ども・高齢者・障害者の虐待防止対策(要保護児童対策地域協議会、障害者虐待防止センター事業、地域包括支援センター事業) ●虐待や暴力等の予防に関する意識啓発と相談体制づくり ●男女共同参画計画の推進
子どもの貧困対策・若者支援	●課題を抱える子どもと家庭の把握、相談
自殺対策	●自殺に対する正しい理解の啓発と地域の見守る人材(ゲートキーパー等)の育成

## 5 生活基盤の確保支援

### ①居住の場の確保

可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくため、身体や生活の状況で住宅改修が必要な人には、福祉サービス等を提供し、住み慣れた地域での生活を支援します。空き家活用、多様な住まい、宿泊の場などについて検討します。

生活困窮世帯に対しては、就労支援等と合わせて居住環境の提供に努めます。

支援が必要な高齢者、障害者、ひとり親家庭の町営住宅への優先入居を継続して実施し、入居の相談や手続きなどの支援を行います。

### ②支援が必要な人たちへの就労支援

障害者の経済的自立や社会参加のために、就労や福祉関係機関、事業所などの連携を強化し、就労機会の拡充や日中活動の充実と事業所への働きかけなどを行い、障害者雇用や就労の支援を推進します。

生活困窮者に対しては、ハローワークとの連携をはじめ、各種事業を組み合わせながら自立に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の母又は父が安定した就業ができるよう、職業訓練の利用促進などを行い、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるように支援します。

### ③高齢者の雇用促進

就業している高齢者が多く、高齢者の豊かな知識や経験、能力を更に地域で活かせる場やきっかけづくりを進め、生涯活躍の町を目指すとともに、シルバー人材センターの設置を進めます。

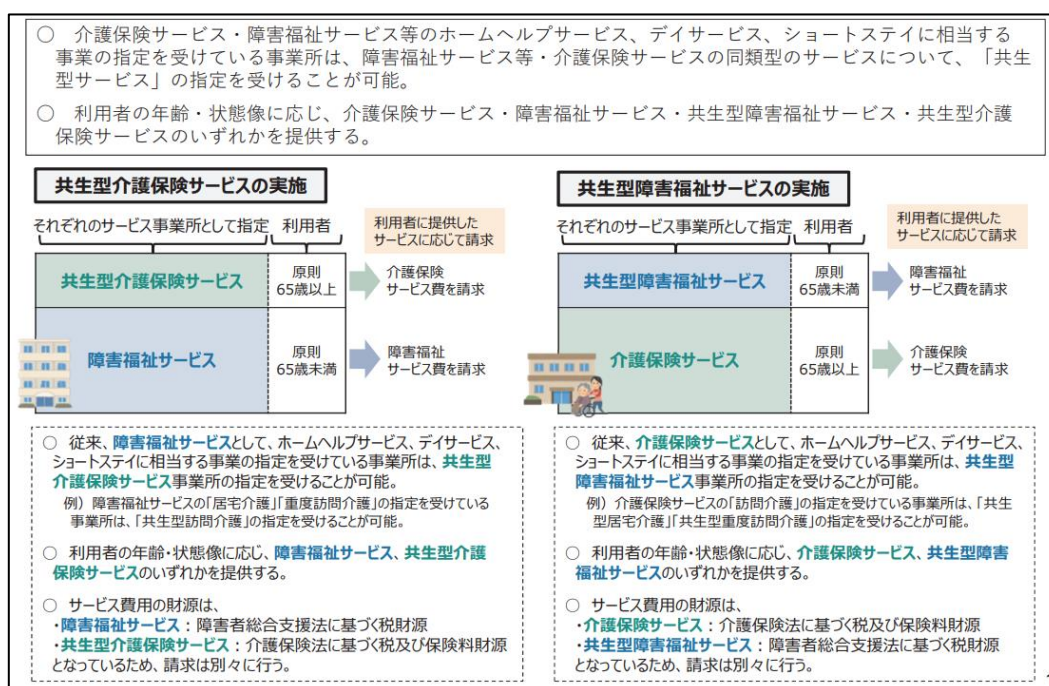
施策・事業	内 容
生活基盤の整備	●多様な住まいの確保 ●町営住宅の優先入居 ●住宅改修費の助成 ●合理的配慮を基本にした就業機会の拡充 ●高齢者の雇用促進と生涯活躍のまちづくりの推進

## 6 共生型サービスの検討

制度の狭間で悩み事を抱える人に対して、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、共生型サービスの充実を図ります。地域における交流の場づくりなど、高齢者等の社会参加に向けた取組を充実させるとともに、移動、買い物等の日常生活への支援等に取り組みます。

施策・事業	内容
共生型サービスの導入	●共生型サービスの充実

### 【共生型サービスの実施イメージ】



資料：厚生労働省ホームページ

## 7 地域の安心・安全対策の推進

### (1)災害時要支援者対策の推進

地域、福祉団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、自治会等と協力して、避難行動要支援者の把握及び情報共有を進めます。また、避難行動要支援者が緊急時に迅速かつ円滑に避難できる体制の充実を図るため、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に取り組みます。

日頃からの地域の行事等を通じた交流などにより、地域住民と協力し合いながら、お互いの顔の見える関係の構築を支援します。

施策・事業	内容
災害時要支援者対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時要支援者の把握、個別避難計画の策定など、避難行動要支援者の支援体制の充実</li> <li>●ハザードマップの配布、防災、避難所に関する情報提供の充実</li> <li>●避難訓練の実施</li> </ul>

## (2)地域安全活動の充実

自然災害など災害に対し、ハザードマップ等を活用した災害に対する正しい知識の普及、避難場所の周知、災害備蓄の推進、自主防災組織の設置促進と活動支援、防災訓練等の充実を図ります。

住民が防災・防犯に関する知識を深め、身の回りで実践できるよう、地域住民と協力し地域協力体制の確立を推進します。また、自治会や事業所等と連携し、自主防災組織結成や防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。

一人暮らしの高齢者や判断能力が十分でない障害者等や子どもが犯罪等の被害者とならないように、住民が安心・安全に暮らせるまちをめざし、地域での防犯活動の充実を図り、日頃からの見守りや安否確認等を通じて、近隣住民同士のつながりの強化による支援体制の構築を推進します。

施策・事業	内容
地域安全活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯活動の充実と消費生活に関する啓発の推進</li> <li>●防犯意識の向上</li> <li>●自主防災組織の活動支援の充実</li> <li>●防犯対策の充実</li> <li>●防犯設備の充実</li> </ul>

## (3)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

すべての住民が活動しやすい、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進します。

交通安全対策や交通施設等の改善を図るとともに、高齢者等の移動手段としての公共交通の整備についての検討を進めます。また、買い物困難者へのセニアカー等への助成や移動販売等の促進を図ります。

施策・事業	内容
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉のまちづくりの推進</li> <li>●道路や歩道の整備・改善</li> <li>●交通安全対策の充実</li> <li>●交通施設等の改善</li> <li>●公共交通対策の推進</li> <li>●買い物困難者対策の実施</li> </ul>

## 8 福祉人材の育成

地域に暮らす住民を支えるためには、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを必要とするすべての人が適切にサービスを利用できるようにする必要があります。利用者のニーズに対応する福祉サービスの担い手の確保に向け、ホームヘルパー、ケアマネジャー等の専門職の確保に向けて、事業者と連携しながら情報提供や研修機会の確保などの支援を行い、福祉環境の向上を図ります。

事業者による職員の処遇改善や人材育成等の積極的な取組の見える化を促進し、福祉人材の確保を推進します。また、人材の確保を支援するため、大崎上島町医療及び福祉従事者就職支援金等支給事業の実施や、大崎上島町福祉人材育成定着事業補助金等による支援の拡充を検討します。

地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターや包括的な相談支援を行う職種など地域福祉活動の中心となる人材の養成を図ります。

施策・事業	内 容
介護福祉人材の育成	●各種研修等への参加促進 ●大崎上島町医療及び福祉従事者就職支援金等支給事業の活用 ●大崎上島町福祉人材育成定着事業補助金の交付

## 基本目標3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進

### ■現状・課題■

- 小中学校や高校において、福祉学習や体験学習を実施しています。
- 生活支援コーディネーターを配置し支援を行っています。
- 支え合う地域づくり協議体について委員会を実施し情報共有を図っていますが、今後は社会資源の創出等の機能を持つことが必要です。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域での支え合いの仕組みがあり、そこに様々な人と地域の力が関わっていることが重要です。地域での集まりの機会を通じて、自分たちのことは自分たちで、地域での関わり合いの大切さを更に周知・啓発することが必要です。
- 住民にとっての一番の地域は隣近所であることから、近所同士のあいさつや安否確認などからはじめて、助け合いの「輪」を広げていくことが必要です。
- ボランティア活動についての理解を深め、ボランティアを養成することに加えて、ボランティア活動のコーディネート機能の充実が必要です。
- 地域福祉に関するアンケートでは、近所のつきあいについて「気軽に相談できる人がいる」と回答した割合は 21.4%となっていますが、住んでいる地域で心配なこと・気になることについて「地域でのつきあいや連帯」は「地域の防犯・防災などの安全面」に次いで高い割合となっています。

### ■施策の方向■

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「自分でできることはなるべく自分で」、「地域でできることは地域で」という意識啓発により、住民の地域活動への参加を促します。

地域で開催されているよってみんな屋、サロン活動を、地域の居場所として、気軽に集まる場所とし、多くの住民の様々な交流や活動ができるように支援するとともに、地域の集会所や公共施設の活用を促進します。

ボランティアの育成や活動促進を支援するとともに、ニーズの把握や提供体制など調整機能の確保を図り、活動の活発化をめざします。

## ■主な施策・取組■

### 1 地域で支え合う意識の啓発

#### (1)福祉教育の充実

地域福祉を推進するため、学校・地域・社会福祉協議会が一体となって福祉に対する理解を深め、担い手の育成、幼少時からの福祉教育や生涯学習、地域活動などへ参加できる機会を拡充します。

福祉教育を通じて、地域福祉を支える人づくりを進め、地域の相互扶助機能を向上させ、地域全体で課題を抱える人を支える体制づくりを進めます。

施策・事業	内容
福祉教育の充実	●小中学校での福祉教育活動、町社会福祉協議会と連携した福祉教育活動の充実 ●各種研修等への参加促進 ●福祉教育出前講座の実施

#### (2)生活支援コーディネーター活動の充実

町では、地域課題やニーズの把握等を行う生活支援コーディネーターが地域をまわり、地域での支え合いの意識の醸成や課題解決に努めています。今後も、地域の訪問・情報交換の場を継続し、地域の資源の掘り起こしと課題の解決を調整しながら進め、支え合いの地域づくりを推進します。

施策・事業	内容
生活支援コーディネーター活動の充実	●地区訪問活動、協議体での課題解決に向けた検討・協議の充実 ●支援を必要とする人の把握と地域における情報の共有

### 2 地域での介護予防・健康づくり事業の推進

#### ①一般介護予防事業

身近な場での介護予防教室や健康増進事業への参加・協力を更に促進し、介護予防の活動から地域福祉活動まで身近な地区での展開を図ります。

#### ②健康増進事業

ライフステージに合わせた、健康管理に関わる相談・指導体制及び健康づくりに向けての各種の情報提供や健康教育の充実を図ります。

こころの健康づくり事業(休養・ストレス、自殺予防)を実施し、一人ひとりのこころの健康づくりに向けて、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

### ③介護医療の連携

医療・介護の連携ネットワークの強化のため、関係する医療、介護、福祉、行政関係者から意見・提言を聴取し協議します。

在宅医療体制づくりの推進とあわせて、大崎上島版ライフデザインノート「人生の彩ノート」の普及・啓発、地域住民ボランティア「寄り添いパートナー」の育成に取り組み、地域の中で住み続けられて、見守られる、お互い様の支援体制を構築します。

施策・事業	内容
地域での介護予防・健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般介護予防事業</li> <li>●健康増進事業</li> <li>●健康づくりの推進と医療体制の充実</li> <li>●こころの健康支援</li> <li>●介護医療の連携</li> </ul>

## 3 互いに関わり参加する地域づくりの推進

### (1)交流や生きがい・地域福祉活動の推進

福祉関係団体等と連携・協力し、交流や生きがい活動の場づくりを支援します。地域住民と連携し、世代を超えて人が集まり、交流できる機会をつくり、行事への参加を広く呼びかけます。

複数の自治会を単位とした小地域福祉活動（互近助活動）への参加を促進し、“ちょっとした手助け活動”や“生きがいにもつながる支え合い活動”などを推進します。

施策・事業	内容
交流や生きがい・地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会活動との連携、住民参加型福祉サービスの推進</li> <li>●小地域福祉活動推進事業の推進</li> <li>●ふれあいサロン事業の充実</li> <li>●住民参加型在宅福祉サービス「かみじまネット」の充実</li> </ul>

### (2)地域住民等による見守り体制の充実(再掲)

子ども、高齢者、障害者、災害時に支援が必要な人などへの日頃からの声かけや見守りは、地域での自立した暮らしの継続につながります。このため、身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、保健師による訪問活動などを継続し、プライバシーに配慮しつつ支えていきます。

安心して地域で暮らし続けていくことができるよう、地域内における住民相互の見守り・声かけを引き続き推進していくとともに、必要な場合は相談窓口等へつなげていきます。また、地域内での活動などへの参加を促進します。

施策・事業	内容
地域住民等による見守り体制の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の住民、民生委員・児童委員による見守り、郵便局員、配達員や電気、ガス等事業者による見守りへの協力等、安否確認活動の推進とネットワークの強化</li> </ul>

### (3)地域住民等が集まる施設の活用

地域での通いの場、居場所として、よってみんさい屋事業の充実を図るとともに、小地域でのお茶の間づくり事業を推進します。

施策・事業	内 容
地域住民等が集う拠点施設等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●よってみんさい屋事業の継続</li> <li>●小地域のお茶の間づくり事業の推進</li> </ul>

### (4)地域の居場所・集まる機会づくり

住み慣れた地域の中で、気軽に集まれる居場所づくりへの支援を行います。

施策・事業	内 容
地域の居場所・集まる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の居場所での交流やきっかけづくりの推進</li> <li>●老人クラブの活動内容の周知や加入者増加のための支援</li> <li>●障害者団体の育成・活動の支援</li> </ul>

## 4 多様な主体の育成と協議体を中心にした協働の促進

高齢者を取り巻く課題については、掘り起こしから解決の調整役としてコーディネーターを中心に協議体で検討する体制を確保しています。福祉全般の課題解決に向け、協議体と連携しながら、福祉全般の課題解決に向けて検討し、福祉施策の推進に向けた協議をする場を確保して、地域福祉活動の充実を図ります。

施策・事業	内 容
協議体の設置による協議・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コーディネーターを中心に協議体で地域の課題と解決策の協議・推進</li> <li>●大崎上島町ふくしのまちづくりのつどいの継続</li> <li>●地域リーダー研修会の充実</li> <li>●地域福祉活動の担い手づくりの推進</li> <li>●民生委員・児童委員の研修の実施</li> </ul>

## 5 ボランティア活動の活性化

老人クラブや当事者団体などの活動を紹介して加入促進に努めるとともに、福祉関係団体への情報の提供や活動に対する支援を行います。

町社会福祉協議会やボランティア団体等は、若い世代へのボランティアの意義や活動に対する理解を深め、地域での活動につながるよう、担い手の養成講座や研修会などを行うとともに、情報提供や活動支援の充実を図ります。また、小中学校や町内事業所に対する地域福祉活動への参加を促進します。

施策・事業	内 容
各種ボランティア育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア養成講座の実施</li> <li>●ボランティア活動のコーディネートへの支援</li> <li>●ボランティア活動や地域福祉活動の推進・支援</li> </ul>



## 6 各種福祉団体等の活動支援

### (1)福祉団体の活動支援

自治会や民生委員・児童委員、町社会福祉協議会などの団体や関係機関などとの連携協力により、福祉団体のネットワークの強化と活動支援の充実を図ります。

施策・事業	内容
福祉団体の活動支援の充実	●各種団体の活動支援及び加入支援の充実と意見交換の実施 ●大崎上島町遺族会事務局の活動の継続 ●地域福祉の推進体制の充実

### (2)町社会福祉協議会の活動支援

地域福祉の中心的な役割を担う町社会福祉協議会の活動の支援の充実を図るとともに、連携を強化し、協働で地域課題の解決に取り組みます。今後は、地域課題の把握から、地域活性化と地域生活課題の解決とがつながる施策の検討、安心できる暮らしの確保のための権利擁護支援、ボランティア活動の調整機能と負担感の少ない手助けサービスによる住民参加型サービスの充実を支援します。

施策・事業	内容
町社会福祉協議会の活動支援	●町社会福祉協議会の活動支援の充実

### (3)事業者等との連絡・調整の場の確保

利用者に対して質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供事業者間のネットワーク化の支援の充実と、町からの情報提供・町との情報共有などのネットワークの強化を図ります。

また、福祉施設・サービス事業所が地域にあることを活かし、福祉施設等の地域貢献活動に対する支援の充実を図ります。

施策・事業	内容
事業者等との連絡・調整の場の確保	●福祉関係事業所との連絡・調整の場の充実 ●住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整の強化

## 基本目標4 情報提供と福祉サービスの充実

### ■現状・課題■

- 福祉サービスに関する情報や地域での生活に関わる情報をパンフレット等で提供しています。
- 必要なサービスを選んで使えるよう、制度やサービスを分かりやすく伝えていく必要があります。
- サービスの提供体制と質の向上等、各種福祉サービスの充実に努めます。
- 地域福祉に関するアンケートでは、知りたい福祉の情報として、「高齢者の支援や介護のこと」「各種福祉サービスの利用方法」「健康づくりや介護予防のこと」などがあげられています。

### ■施策の方向■

福祉に関する情報提供については、必要な人が、必要なサービスを利用できるよう、提供手段・方法を検討することが必要です。

住み慣れた地域で安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の立場に立った福祉サービス推進とサービスの質の向上を図ります。

### ■主な施策・取組■

#### 1 福祉関係情報提供の充実

福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、より分かりやすい情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用を促進します。

各種相談窓口では、パンフレットやガイドブック等の活用により情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員の訪問等の活動において福祉サービスの情報提供ができるよう支援します。

町で実施している施策や事業を説明し、参画しやすくするための情報公開を積極的に行うとともに、住民、福祉団体、事業者、行政間での情報を共有し、参画と協働によるまちづくりを進めます。

また、情報を一方的に提供するだけでなく、住民、福祉団体、事業者等からの意見を聴く場や意見交換をする機会を継続して確保します。

施策・事業	内 容
福祉関係情報提供の充実	●福祉的配慮のある情報提供の推進 ●パンフレット、ガイドブックを活用した情報提供の推進

## 2 福祉サービスの質の向上

施設入所型から在宅生活への移行と、地域包括ケアを推進していく中で、介護・医療の分野だけでは対応しきれない課題が増えています。保健福祉の領域を超えた多職種連携により、町での生活・暮らしの支援を基本に課題解決に取り組みます。また、地域の課題、福祉の課題の共有化を図り、多様で柔軟なサービスの提供体制を目指すとともに、町内の福祉サービス事業等への情報提供やサービスの必要性・提供体制について検討します。

サービス及び事業の質の向上に向けて、サービス事業所の職員研修や外部評価の導入等への取組に対する支援の充実を図ります。また、サービス事業所の業務が適正かつ円滑に行われるよう、県と連携しながら、定期的な監査を実施します。

サービス事業所にサービス及び事業に関する苦情処理体制の構築を義務づけ、適切な運用を指導します。第三者が、公正かつ中立の立場で行う福祉サービス第三者評価事業の推進を図ります。

施策・事業	内 容
福祉サービスの質の向上	●サービス利用に係る苦情などへの対応の充実 ●サービス事業者による評価の促進

## 第5章 第1期大崎上島町成年後見制度利用促進計画

### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

成年後見制度は、認知症状や知的障害等があることにより判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

高齢化の進行等を背景として、今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

国においては、平成 28(2016)年5月に施行された「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として、平成 29(2017)年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、その後の施策の見直しを踏まえ、令和4(2022)年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、制度の利用促進に関する施策が推進されています。

「成年後見制度利用促進法」の規定においては、市町村に「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定を求めており、さらに「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村は関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備を求めています。

本町においても、住民の生活に密接に関わる成年後見制度を積極的に推進するために、本編を「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づく「大崎上島町成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画における権利擁護事業との連携を踏まえ、成年後見制度の利用促進及び権利擁護体制の充実を図ることとします。

### 【2】計画の期間

「大崎上島町成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間は「第3次大崎上島町地域福祉計画」と一体的に策定することから、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

## 【3】本町における現状と課題

### 1 権利擁護の取組状況

本町の権利擁護の取組として、判断能力が低下した高齢者や障害のある人の権利と財産を守り、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に関する相談から申し立て、受任まで一貫した支援を実施し、福祉サービス利用援助事業「かけはし」による、日常的な金銭管理の支援、福祉サービスの相談支援を行っています。また、今後は、中核機関の設置を進めます。

### 2 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況について、令和5(2023)年12月末現在で4名の方が法定後見を利用されています(後見4件、保佐0件、補助0件)。また任意後見の利用はありません。

#### ○法定後見

後見…成年後見制度の対象者区分(3類型)の中でも、最も重い類型で、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用される。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援、保護する。

保佐…3類型の中では中間的な位置付けにあり、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人ですることに不安があるような人に適用される。

補助…3類型の中では最も軽い類型で、判断能力がある程度低下してしまった人に適用される。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。

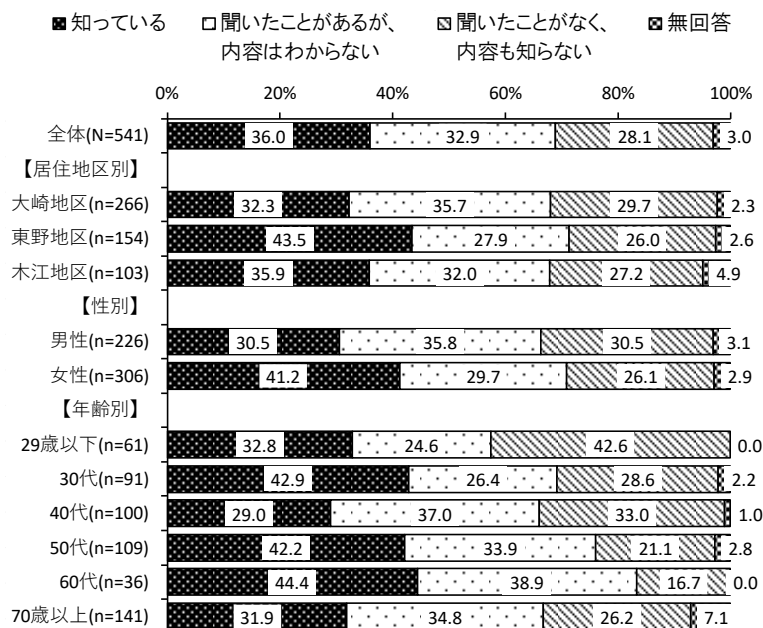
任意後見…将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、本人が契約の締結等に必要と判断能力を有している間に、公正証書の作成が必要となる。

### 3 住民アンケート調査結果

住民アンケート調査結果では、成年後見制度については、「知っている」の割合は36.0%となっていますが、「聞いたことがあるが、内容はわからない」は32.9%、「聞いたことがなく、内容も知らない」は28.1%となっています。

居住地区別では「東野地区」、性別では「女性」、年齢別では「30代」「50代」「60代」で他の層より高くなっていますが、「29歳以下」では「聞いたことがなく、内容も知らない」の割合が42.6%と非常に高くなっています。

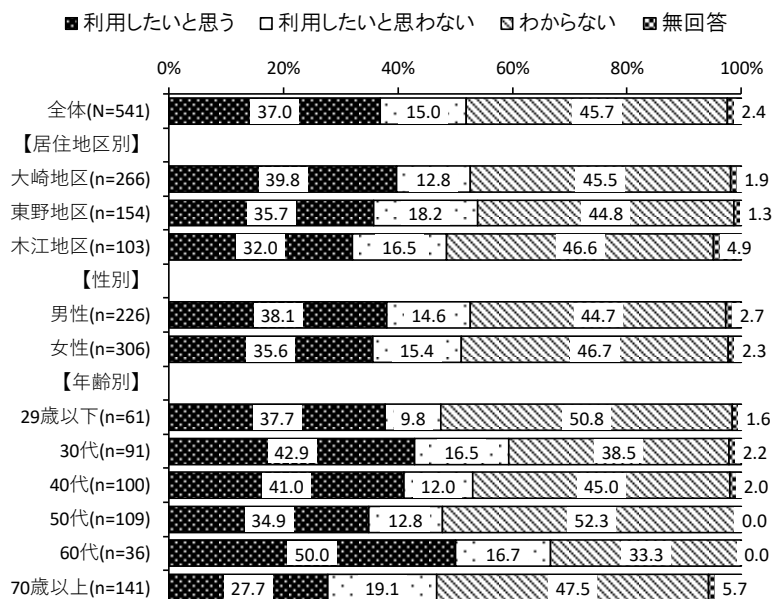
【 成年後見制度の認知状況 】



今後の成年後見制度の利用意向については「利用したいと思う」が37.0%、「利用したいとは思わない」は15.0%、「わからない」は45.7%となっています。

年齢別では、特に60代で「利用したいと思う」が50.0%となっており、他の年齢層に比べて高くなっています。

【 成年後見制度の利用意向 】



#### 4 制度の利用促進に向けた本町の課題

- 「成年後見制度」について、基本的な制度の内容をはじめ、利用が必要とされる場面や利用の方法について、その周知に向けた「分かりやすい」広報等の充実が必要です。
- 権利擁護の支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- 早期の段階から、法定後見（後見・保佐・補助）や任意後見といった類型の選択を含め、成年後見制度の利用について、地域住民が身近な地域で相談できる体制の整備が必要です。
- 国においては、市町村に「地域連携ネットワーク」の整備を求めています。大崎上島町社会福祉協議会をはじめ、地域の専門職や関係機関との連携をより一層強化し、成年後見制度の利用の促進とともに、権利擁護に関するネットワークの構築や取組を推進していく必要があります。

#### 【4】 施策の体系

施策	施策の方向
施策1 成年後見制度の周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度の広報・啓発活動の推進</li> <li>○ 相談窓口の周知</li> <li>○ 職員等を対象とした研修等による制度の理解促進</li> </ul>
施策2 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援が必要な人の発見体制づくり</li> <li>○ 相談支援体制の整備</li> <li>○ ニーズに応じた支援体制の整備</li> <li>○ 町長申し立ての実施</li> </ul>
施策3 関係機関との連携によるネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チームによる支援体制の整備</li> <li>○ 中核機関の設置・地域連携ネットワークの整備</li> </ul>

## 【5】 施策の展開

### ○ 施策1 成年後見制度の周知と理解の促進

取組名	取組内容
成年後見制度の広報・啓発活動の推進	○ 住民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、大崎上島町社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、町広報紙やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図るとともに、制度の適切な利用に関する啓発活動を推進します。
相談窓口の周知	○ 町広報紙やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。
職員等を対象とした研修等による制度の理解促進	○ 大崎上島町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、本町の職員をはじめ、ケアマネジャーや障害者相談支援事業所等を対象とした研修会や講演会の開催に努め、成年後見制度の理解を深めるとともに、個別のニーズを把握し、制度の利用につなぐことができる人材の育成に努めます。

### ○ 施策2 相談支援体制の整備

取組名	取組内容
支援が必要な人の発見体制づくり	○ 財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護への支援が必要な人の早期の発見に努めるとともに、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。 ○ 地域住民や家族からの相談、大崎上島町社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、体制の整備にあたっては、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりを行います。
相談支援体制の整備	○ 支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。
ニーズに応じた支援体制の整備	○ 本人の状況確認と個別のニーズを把握しながら、丁寧な制度の説明とともに、きめ細かな支援に努め、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた制度の運用を図ります。
町長申し立ての実施	○ 成年後見制度の利用が必要な状況であり、身近に申し立てる親族がない場合に、成年後見町長申し立てを実施します。

### ○ 施策3 関係機関との連携によるネットワークの整備

取組名	取組内容
チームによる支援体制の整備	○ 後見等を開始する前の段階においては、本人の親族や福祉、保健、医療等の関係者が関わり、後見等が開始された後は、更に後見人が加わり「チーム」として支援する体制づくりを推進します。 ○ 法的な権限を持つ後見人と、地域の関係者が連携して本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握できる体制づくりを推進します。
中核機関・地域連携ネットワークの整備	○ 地域連携ネットワークの構築を図り、権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、専門職、関係機関が連携して、個々のニーズに応じた支援の在り方を協議することができる仕組みをつくります。 ○ 地域の福祉や法律の専門職等と連携し、地域における制度の推進役として地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を設置し、権利擁護の取組を推進します。



## 第6章 再犯防止への取組(第1次大崎上島町再犯防止推進計画)

### 【1】 計画策定の趣旨及び位置付け

法務省の「令和4年版犯罪白書」では、全国における刑法犯の認知件数は、令和3(2021)年で約57万件となっており、近年は減少で推移しています。刑法犯により検挙された人のうち再犯者の人員は約8万5,000人で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合(再犯者率)は48.6%となっています。

再犯の大きな要因は、犯罪をした人や非行をした人が刑期を終えた後、安定して就労できないことや住まいを確保できないことなどにより、社会への復帰が困難になっていることにあるとされています。

国においては「再犯防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)の施行により、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、総合的かつ計画的に再犯防止施策を推進していくための基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。

令和5(2023)年3月国は「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

本町においても、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として「第1次大崎上島町再犯防止推進計画」を策定し、本編を当該計画として位置付けます。

### 【2】 計画の概要

#### 1 計画の期間

「第1次大崎上島町再犯防止推進計画」の計画期間は「第3次大崎上島町地域福祉計画」と一体的に策定することから、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

#### 2 計画の対象者

「第1次大崎上島町再犯防止推進計画」の対象者は「再犯防止推進法」第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者」です。

#### 3 策定の目的

- 犯罪をした者等が地域社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを提供するとともに関係機関と連携しながら犯罪や非行の防止に向けた地域づくりに取り組みます。
- 再犯防止施策は就労、居住の確保や福祉サービス等多岐にわたっているため、各施策が連携し総合的に推進できる体制づくりに取り組みます。

### 【3】再犯防止を取り巻く現状

#### 1 広島県の動向

広島県においては、令和3(2021)年3月に「広島県再犯防止推進計画 ～更生支援の推進～」を策定し「再犯防止推進法」に掲げる理念に基づき、犯罪、非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会を「将来の目指す社会像」と位置付け、県の実情に応じた施策を展開しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むこととしています。

「広島県再犯防止推進計画」では次の施策体系に基づき、施策の展開を図っています。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進 (2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保 (2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援 (2) 修学等の支援

#### 2 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国、広島県では減少傾向となっていますが、大崎上島町では増減を繰り返しながら減少傾向となっています。令和4(2022)年では、広島県で12,147件、大崎上島町では13件となっています。

##### 【 刑法犯認知件数の推移 】

(単位：件)

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	増減率 (%)
全国	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331	-34.3
広島県	15,982	14,311	14,160	11,726	11,181	12,147	-24.0
大崎上島町	26	14	20	14	3	13	-50.0

注：増減率は、平成29(2017)年から令和4(2022)年にかけての増減割合  
資料：広島県警察本部統計資料より作成(各年1月～12月)

##### 【 令和4年度 刑法犯の主な認知状況(大崎上島町) 】

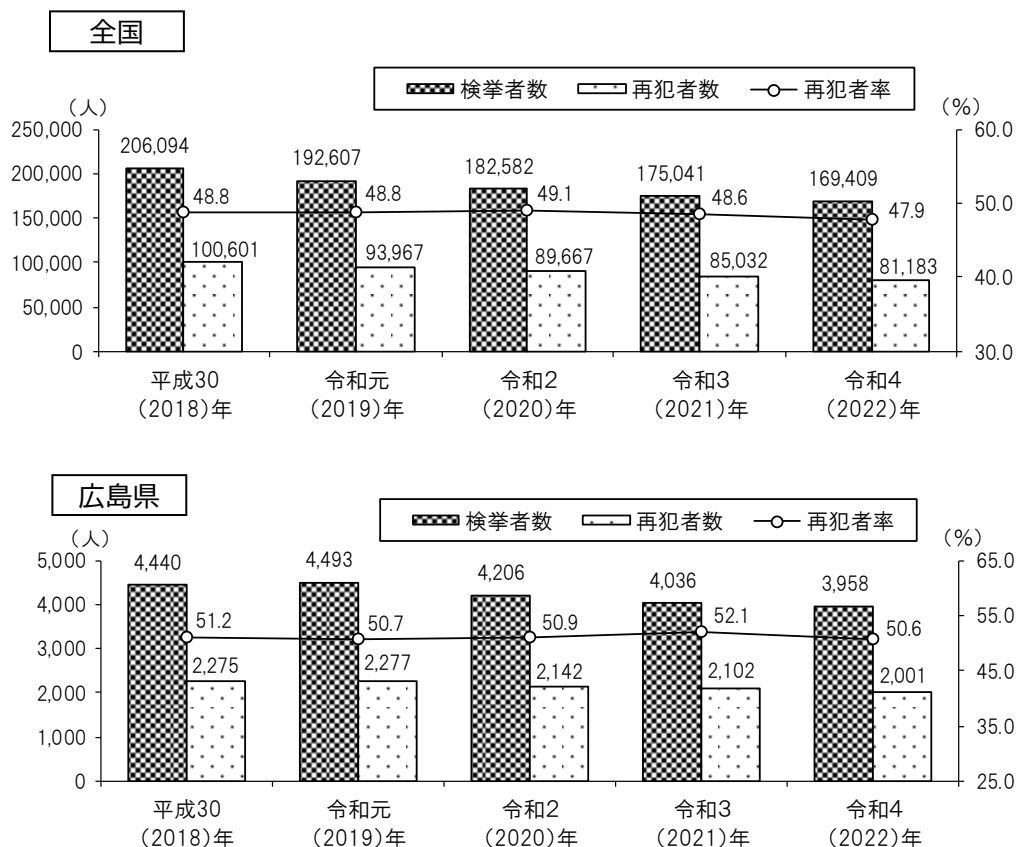
	自転車盗	器物損壊等	侵入窃盗	住居侵入
大崎上島町	1件	1件	1件	1件

資料：広島県警察本部統計資料より作成

### 3 広島県における再犯の状況

全国及び広島県においては、近年、検挙者数及び再犯者数は減少傾向にあり、再犯者率は5割程度となっています。

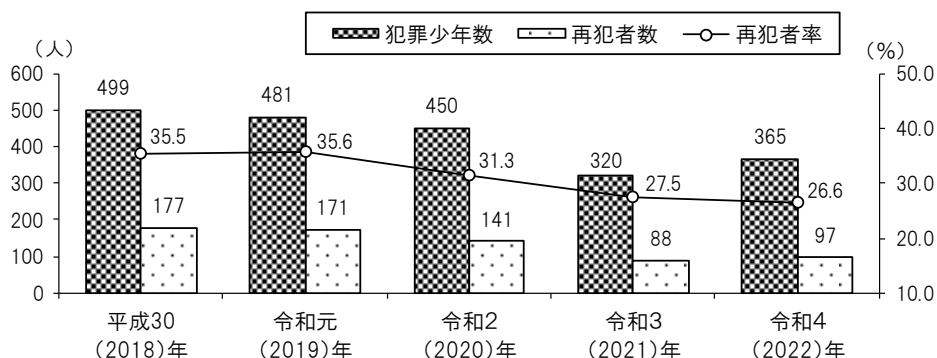
【 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 】



資料：全国は「再犯防止推進白書」、広島県は「犯罪統計書」より作成

広島県における犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率は、長期的には減少傾向にあり、令和4（2022）年では再犯者率は26.6%となっています。

【 犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率（広島県） 】



資料：「犯罪統計書」より作成

## 【4】 本計画の基本方針

国や広島県と適切な役割分担をした上で連携し、推進していく必要があるため、次の項目を本計画の基本方針とし、関係機関等と連携を図りながら施策に取り組みます。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供
- 3 就労・住居を確保するための取組の推進

## 【5】 施策の展開

### ○ 基本方針1 広報・啓発活動の推進

取組名	取組内容
社会を明るくする運動強調月間等における啓発活動の推進	<p><b>1 「社会を明るくする運動」の共同開催</b></p> <p>○ 「安全・安心で住みよい大崎上島町」の実現のために、住民、警察、行政、各種団体がお互いに協力し、協働することが重要であるとの認識から「社会を明るくする運動」と「安全・安心まちづくり町民の集い」を共同開催します。</p> <p><b>2 社会を明るくする運動強調月間</b></p> <p>○ 「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行の無い安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、集中的に啓発活動を行います。</p> <p><b>3 啓発活動</b></p> <p>○ 更生保護女性会等と連携して、小学生とともに栈橋等で街頭啓発活動を行い、また、認定こども園に出向き、防犯啓発活動を行うなど、運動への理解を深める活動を推進します。</p> <p>○ 町内小中学生を対象とし「社会を明るくする運動」の作文、標語を募集します。</p> <p>○ 全国表彰や広島県表彰のほか「社会を明るくする運動」大崎上島町推進委員会委員長表彰等の各種表彰を行い、啓発に努めます。</p>
再犯防止啓発月間	<p>○ 「再犯防止推進法」第6条第2項の規定では、7月を「再犯防止啓発月間」としており「社会を明るくする運動」に合わせて、再犯防止に関する広報、啓発活動を進めます。</p>
行政や専門機関等による相談事業の周知等	<p>○ 行政や専門機関等による相談事業等の周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活の困りごとを気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員など、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対する関係機関との連携の強化に努めます。</p>

○ 基本方針2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供

取組名	取組内容
関係団体の活動促進等	<p><b>1 保護司<sup>※1</sup>の人材確保等の支援</b></p> <p>○ 保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。竹原大崎地区保護司会や地域と連携し、機会をとらえ保護司制度の周知を行い、保護司の人材確保及び活動への協力に努めます。</p> <p><b>2 保護司会等への活動支援</b></p> <p>○ 保護司会、更生保護女性会等が開催する会議への参加等により、関係団体と連携しながら、活動の支援に努めます。</p> <p><b>3 薬物乱用防止指導員<sup>※2</sup>との連携による啓発</b></p> <p>○ 「社会を明るくする運動」において、薬物乱用防止指導員によるちらし等の啓発物品の配布を通じ、規制薬物の乱用が犯罪行為であることや身体、精神及び生活への影響等薬物乱用の恐ろしさを周知します。また、薬物乱用防止指導員による児童や生徒に対する薬物乱用防止に関する教育等を支援します。</p> <p><b>4 地域の見守り活動の推進</b></p> <p>○ 地域住民や民生委員・児童委員等の幅広い関係団体、機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や見守りの仕組みづくりを進め、的確に支援に結び付けていく取組を推進します。</p>
保健・医療・福祉サービス等の利用	<p><b>1 矯正施設等との連携</b></p> <p>○ 自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、広島県地域生活定着支援センター<sup>※3</sup>、矯正施設、保護観察所が連携し必要な調整（特別調整<sup>※4</sup>）を行っています。また、関係機関に対し、本町が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。</p> <p><b>2 地域における福祉的支援</b></p> <p>○ 罪を犯した人やその家族で福祉に関する支援を必要とする場合は、町の福祉関係窓口のほか、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携しながら適切に対応します。</p>
非行の防止と就学支援	<p><b>1 各種相談窓口の周知</b></p> <p>○ 非行、犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かし、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校でのトラブル等の相談に応じる「広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）<sup>※5</sup>」の周知を図ります。</p> <p>○ 非行、虐待等の少年に関する相談、不良行為少年、非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「少年サポートセンター<sup>※6</sup>」の周知を図ります。</p> <p><b>2 小中学校における取組</b></p> <p>○ 町内各小中学校における薬物乱用防止に関する教室や情報モラルに関する授業等の実施（技術科、道徳科、特別活動、防犯教室における警察による出前講座等）、小中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、定期的な教育相談や生活アンケートの実施、生徒指導主事研修の開催等を通じ、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。</p>
非行の防止と就学支援	<p>○ 問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー<sup>※7</sup>を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。</p>

※1 「保護司法」の規定に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。

※2 県の委嘱を受け、薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアのこと。

※3 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した人等が、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりを担っている機関のこと。

※4 受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある人等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる取組のこと。

※5 非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かして、地域の人の相談等に応じる際に使用する名称のこと。

※6 少年問題に関する専門組織であり、全都道府県警察に設置されている。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関等との情報交換や意見交換等を行っている。

※7 いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面することもを支援する社会福祉の専門家のこと。

○ 基本方針3 就労・住居を確保するための取組の推進

取組名	取組内容
就労の確保等	<p><b>1 生活困窮者自立支援事業<sup>※1</sup>等による支援</b></p> <p>○ 生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所や地域密着の無料職業紹介所等と連携し、就職及び就労の定着を図ります。</p> <p><b>2 就労継続支援や就労定着支援等による障害のある人への就労支援</b></p> <p>○ 就労継続支援や就労定着支援等による障害のある人への就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導、助言等の支援を行います。</p> <p><b>3 就労を希望する障害のある人等に対する相談体制</b></p> <p>○ 就労を希望する障害者等が抱える課題に応じ、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、障害者相談支援事業所等と連携し、就業や生活面での支援を行います。</p> <p><b>4 協力雇用主<sup>※2</sup>に対する支援</b></p> <p>○ 犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。</p> <p><b>5 刑務作業等への支援</b></p> <p>○ 受刑者の社会貢献意識の高揚につなげるため、矯正施設等が行う刑務作業製品の販売等への支援を検討します。</p>
住居の確保等	<p><b>1 公営住宅の受け入れ等</b></p> <p>○ 公営住宅の募集状況等について、町広報紙やホームページ等を活用し、情報提供を行います。</p> <p><b>2 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金<sup>※3</sup>の活用</b></p> <p>○ 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。</p> <p><b>3 住宅確保要配慮者に対する居住支援</b></p> <p>○ 広島県居住支援協議会<sup>※4</sup>が開催する協議等を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。</p>

- ※1 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的とした事業のこと。
- ※2 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。
- ※3 離職等の理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる人に対し支給する給付金のこと。
- ※4 住宅確保要配慮者への支援の在り方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した協議会のこと。

**【6】 再犯防止に向けた支援体制の整備**

再犯の防止等の取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が犯罪被害者等の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要であるとの認識のもとに、町は警察、支援機関、民間ボランティア等、更生保護に係わる機関・団体と相互に連携・協力しながらネットワークを形成し、切れ目のない支援体制の整備に努めます。

## 第7章 計画の推進

### 【1】 推進体制

#### 1 計画の周知及び住民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と住民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、町の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、地域福祉に対する住民意識の向上を図ります。また、様々な機会をとらえ、関係団体や住民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

#### 2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、住民、関係機関や各種団体等との連携を図ります。

#### 3 大崎上島町地域福祉計画策定会議の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「大崎上島町地域福祉計画策定会議」の意見や提言をもとに策定しており、計画の推進にあたっては、同会議の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

#### 4 庁内の推進体制の充実

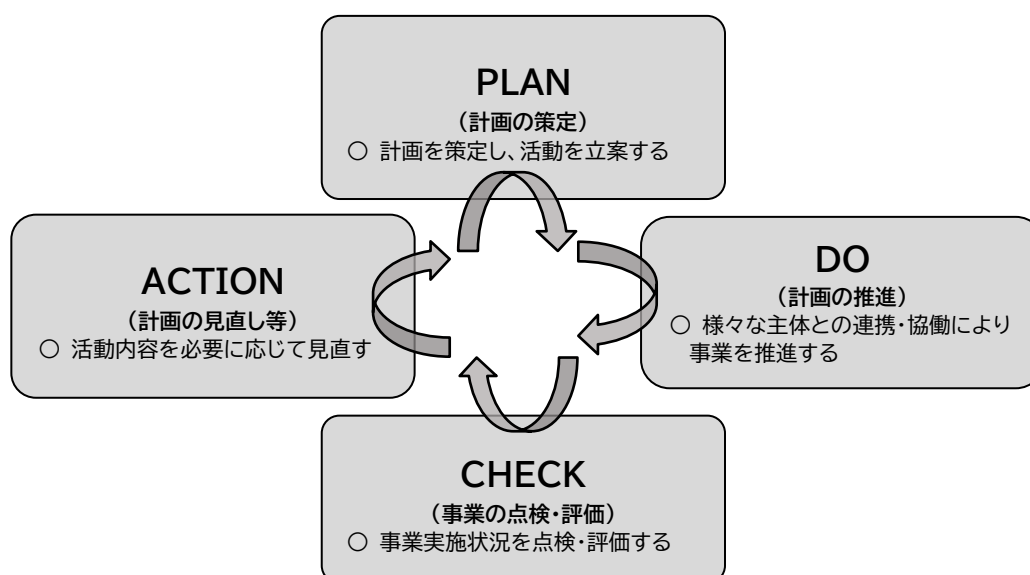
本計画は、町政の幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

## 【2】 推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

### 【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】





## 資料

### 【1】大崎上島町地域福祉計画策定会議要綱

#### (設置)

第1条 町における大崎上島町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に向けて、町及び 社会福祉協議会の公・民協働により、町民及び保健・医療・福祉等関係者の参画のもとに協議、提案を行うシステムからなる大崎上島町地域福祉計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定に関すること。

#### (構成)

第3条 策定会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町民関係団体の代表者
- (3) 小中学校長の代表者
- (4) 保健・医療・福祉関係団体の代表者
- (5) 町社会福祉協議会の代表者
- (6) 地域住民
- (7) その他町長が必要と認める者

2 策定会議に会長及び副会長を置く。

3 会長は、委員の中から委員の互選により選出する。

4 会長は、会議を主宰する。

5 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱又は任命した日から作業終了時までとする。

2 委員に欠員が生じ、その補充のために町長が委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の在任期間とする。

#### (策定会議)

第5条 会長は、必要に応じて策定会議を招集する。

2 会長が必要と認めたときは、策定会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (報告)

第6条 会長は、第2条に掲げる事項の結果を町長に報告するものとする。

#### (事務局)

第7条 策定会議の事務局は、福祉課に置く。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開催する策定会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

## 【2】大崎上島町地域福祉計画策定会議委員名簿

選出区分	所 属	職	委員名	備考
知識経験者	大崎上島町議会	議長	信谷 俊樹	
町民団体	大崎上島町身体障害者福祉協議会	会長	谷川 弘人	
町民団体	大崎上島障がい児者わかばの会	会長	松浦 真英	
町民団体	大崎上島町民生委員児童委員協議会	会長	森本 儉	
保健・医療・福祉団体	特別養護老人ホーム 大崎美浜荘	施設長	藤原 貞弘	
保健・医療・福祉団体	特別養護老人ホーム みゆき	施設長	福田 幸俊	
保健・医療・福祉団体	認定こども園ひかりえん	園長	澁谷 祥三	
町民団体	大崎上島町老人クラブ連合会	会長	向井 秀基	
町民団体	大崎上島町連合区長会	副会長	児玉 昭彦	
保健・医療・福祉団体	豊田郡医師会	医師	円山 忠信	
保健・医療・福祉団体	大崎上島町社会福祉協議会	事務局長	藤原 金生	
小中学校長	大崎上島町学校長会	代表 (大崎小学校長)	望月 浩和	
関係公署	大崎上島町教育委員会	教育課長	有田 芳徳	
関係公署	大崎上島町	副町長	小田 博	任命
関係公署	大崎上島町	保健衛生課長	竹下良二	任命
関係公署	大崎上島町	住民課長	柿本賢士	任命
関係公署	大崎上島町	福祉課長	川野義彦	任命

### 【3】 策定経過

年 月 日	内 容 等
令和4(2022)年10月	地域福祉の推進に関するアンケート調査
令和5(2023)年2月28日	関係団体調査(グループインタビュー)実施
令和5(2023)年11月	第1回大崎上島町地域福祉計画策定会議(書面審査) (1)第3次大崎上島町地域福祉計画(計画の概要) (2)第3次大崎上島町地域福祉計画策定に係る基礎調査業務(数字で見る大崎上島町の現状) (3)第3次大崎上島町地域福祉計画策定に係る基礎調査業務(関係団体調査報告書)
令和6(2024)年2月19日	第2回大崎上島町地域福祉計画策定会議 (1)計画素案検討 (2)その他 質疑応答等
令和6(2024)年3月	第3回大崎上島町地域福祉計画策定会議(書面審査) (1)計画案検討 (2)今後の予定

## 第3次大崎上島町地域福祉計画

発行／令和6(2024)年3月

大崎上島町 福祉課

〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江 4968

TEL(0846)62-0301 FAX(0846)62-0304